

第二次生物多様性いちかわ戦略素案

市川市

目次

第1章 第二次生物多様性いちかわ戦略について	1
1. 趣旨	1
2. 位置づけ	2
第2章 生物多様性とは	6
1. 生物多様性とは	6
2. 生態系の恵みを伝える（生態系サービス）	7
3. 生物多様性の危機	9
第3章 計画策定の背景と現況（社会動向・国家戦略の策定）	12
1. 世界の動向	12
2. 国内の動向	15
3. 市川市の状況	17
4. 市民意識の結果	26
第4章 市川市の取り組みの総括	30
1. 生物多様性の保全に向けた取り組み	30
第5章 第二次生物多様性いちかわ戦略の体系	41
1. 基本理念・目標年次	41
2. 基本戦略など	43
第6章 地域別の将来像（北東部・北西部・中部・南部）	49
1. 各エリアの現状と目標	51
第7章 推進体制と進行管理	66
1. 計画の進捗管理方法	66
参考資料 1 用語の解説	72

第1章 第二次生物多様性いちかわ戦略について

1. 趣旨

1.1 策定の背景

- 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10：2010年名古屋市開催）において採択された「愛知目標」が2020年に期限を迎えたことから、2022年12月にカナダ・モントリオールで開催されたCOP15第2部において、2030年までの新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。
- これを踏まえ、国は、従来の「生物多様性国家戦略2012-2020」を改定し、2023年3月に、新たな「生物多様性国家戦略2023-2030」を公表しました。
- 本市にあっては、従来の「生物多様性いちかわ戦略（2014年（平成26年）3月公表）」に対し、約10年間の施策、取組みの進捗状況、目標の達成状況等を整理し、新たな「生物多様性国家戦略2023-2030」を踏まえて、「第二次生物多様性いちかわ戦略」を策定しました。

1.2 戦略の目的

第二次生物多様性いちかわ戦略は、市川市における「生物多様性地域戦略」として、生物多様性基本法第13条（生物多様性地域戦略の策定等）に記載されるとおり、市川市域における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な事項を示すことを目的としています。

1.3 戦略のポイント

- 本市の生物多様性を保全するためには、本市が先頭に立って関係施策等を推進することはもちろんのこと、市民、市民団体、事業者、教育機関等の多様な主体が、自らの役割を自覚し、相互に連携を図りながら、自発的に生物多様性保全に係る取組みを進めることが重要であり、第二次生物多様性いちかわ戦略は、そのための共通の指針となるものです。
- 第二次生物多様性いちかわ戦略については、「生物多様性国家戦略2023-2030」に明記された、2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、市川市域において、生物多様性・自然資本を守り活用するための施策、取組みを効果的に推進するための方策を定めています。

1.4 目標とする時期

第二次生物多様性いちかわ戦略の遂行期間については、2026年度から2030年度までを短期目標とし、2050年度までを長期目標として設定します。

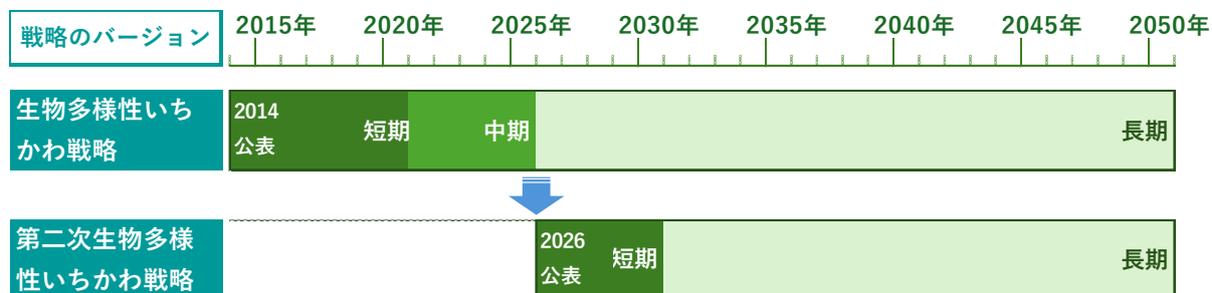


図 1-1 戦略の目標とする時期

2. 位置づけ

2.1 戦略の名称

「第二次生物多様性いちかわ戦略」とします。

※本書では、第二次生物多様性いちかわ戦略を「二次戦略」といい、2014年3月に公表された初版の生物多様性いちかわ戦略を「一次戦略」といいます。

2.2 戦略の対象地域

「市川市全域」とします。

※自然環境や生態系の単位は行政区域と一致しているわけではなく、複数の自治体にまたがるような広域的な課題も多くみられます。例えば、江戸川流域や東京湾三番瀬等については、広域的な戦略である生物多様性国家戦略（以下、「国家戦略」という。）や生物多様性ちば県戦略（以下、「県戦略」という。）に拠って関係機関と協議して対応します。

2.3 戦略の位置づけ

2.3.1 市の施策体系の中での位置づけ

いちかわ戦略については、生物多様性基本法第13条（生物多様性地域戦略の策定等）に基づき策定されたものであり、改定された新たな生物多様性国家戦略2023-2030を基本として、市川市の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めています。

市においては、「市川市総合計画」や「第三次市川市環境基本計画」が、いちかわ戦略の上位計画に位置付けられています。

表 1-1 市における「いちかわ戦略」の上位計画の概要

名 称	概要と目標
市川市総合計画	<ul style="list-style-type: none"> 「市川市総合計画」は、長期的な将来展望に基づいて、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画であり、市民と行政の共通の将来目標となるものです。 <div style="border: 1px solid #0070C0; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 将来都市像：検討中 </div>
第三次市川市環境基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 市川市環境計画とは、市川市環境基本条例（平成 10 年 7 月 3 日条例第 30 号）に基づく本市の環境分野における総合的な計画です。 <div style="border: 1px solid #0070C0; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 基本目標：みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ </div>

その他、市が策定する様々な行政計画についても、生物多様性に対する配慮の観点から、いちかわ戦略と整合を図っていきます。

図 1-2 に、これらの関係性について示します。

いちかわ戦略については、各行政計画の中で個別に位置付けられている「自然」や「生物多様性」に関連する施策をネットワーク化し、一体的な推進体制を構築していく役割を果たすこととなります。

表 1-2 生物多様性いちかわ戦略の根拠法令と目的

根拠法令	生物多様性基本法（平成 20 年 6 月 6 日法律第 58 号）
目的	<p>第一条 この法律は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。</p>

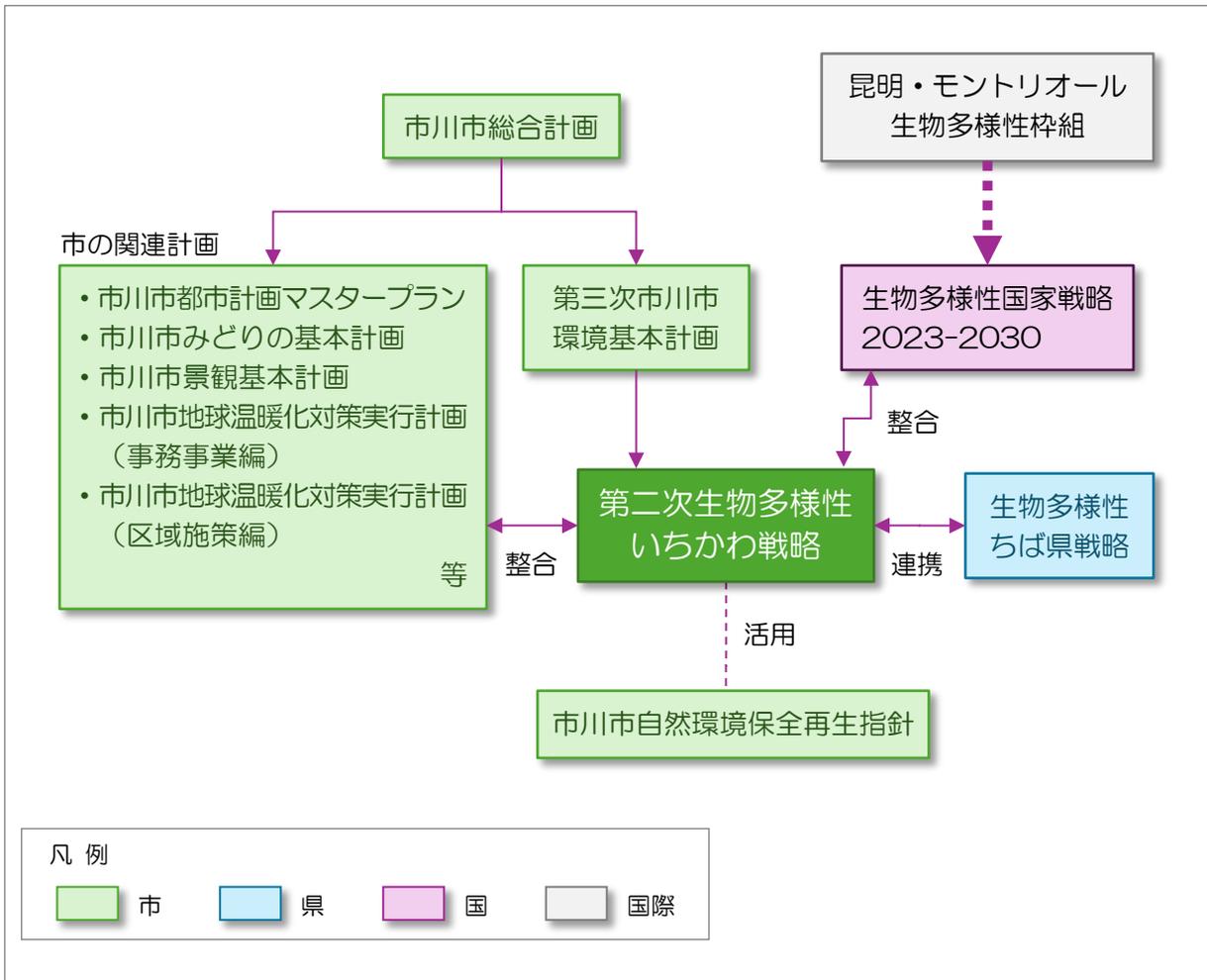


図 1-2 本計画の位置付け

2.3.2 市川市自然環境保全再生指針の活用

市川市自然環境保全再生指針は、専門分野の方から一般市民の意見までを広く取り入れ、市川市の自然環境の現状と課題を整理して、生態系とハビタット（生息環境）単位で評価し、この結果をもとに自然環境を保全再生していくための目標・方針・管理上の配慮事項をまとめています。

いちかわ戦略においては、緑地や水辺などを保全再生していくために活用していきます。

第2章 生物多様性とは

1. 生物多様性とは

わたしたちが暮らすこの地球上には、森林や草原、河川、湿地、海洋など様々な環境があります。様々な環境には、その場に適応した多種多様な生物がいて、それらの生物がお互いに影響をおよぼし合うことによって生態系がつくられています。また、同じ種類の生物の中にも、様々な個性があります。生物多様性とは、このような個性とつながりのことだと言われています。

生物多様性には、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の三つのレベルがあり、その全てがわたしたちの暮らしに深くかかわっています。

表 2-1 3つのレベルの多様性

区分	内容
生態系の多様性	<p>生態系の多様性とは、干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川など、いろいろなタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていることです。</p> <p>地球上には、熱帯から極地、沿岸・海洋域から山岳地域まで様々な環境があり、生態系はそれぞれの地域の環境に応じて歴史的に形成されてきたものです。一般的に生態系のタイプは、自然環境のまとまりや見た目の違いから区別されることが多いですが、必ずしも境界がはっきりしているものではなく、生物の移動や物質循環を通じて相互に関係している場合も多いといえます。</p>
種間(種)の多様性	<p>種の多様性とは、様々な動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育しているということです。</p> <p>我が国は南北に長く複雑な地形を持ち、湿潤で豊富な降水量と四季の変化もあることから、既知の生物だけで9万種以上、まだ知られていないものまで含めると30万種を超える生物が存在すると推定されています。加えて、我が国の生物相は固有種の比率が高いことが特徴ですが、その保全を考えていく際には、種数や個体数だけに着目するのではなく、種の固有性を保全していくことが重要です。</p>
種内(遺伝子)の多様性	<p>遺伝子の多様性とは、同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあることです。</p> <p>例えば、アサリの貝殻やナミテントウの模様は様々ですが、これは遺伝子の違いによるものです。また、メダカやサクラソウのように地域によって遺伝子集団が異なるものも知られています。</p>

※生物多様性国家戦略 2023-2030 を元に作成。

以上のように、自然界の様々なレベルにおいて、それぞれに違いがあること、そしてそれが長い進化の歴史において受け継がれた結果として、現在の生物多様性が存在しています。生物多様性の保全に当たっては、それぞれの地域で固有の生態系や生物相の違いを保全していくことが重要となります。

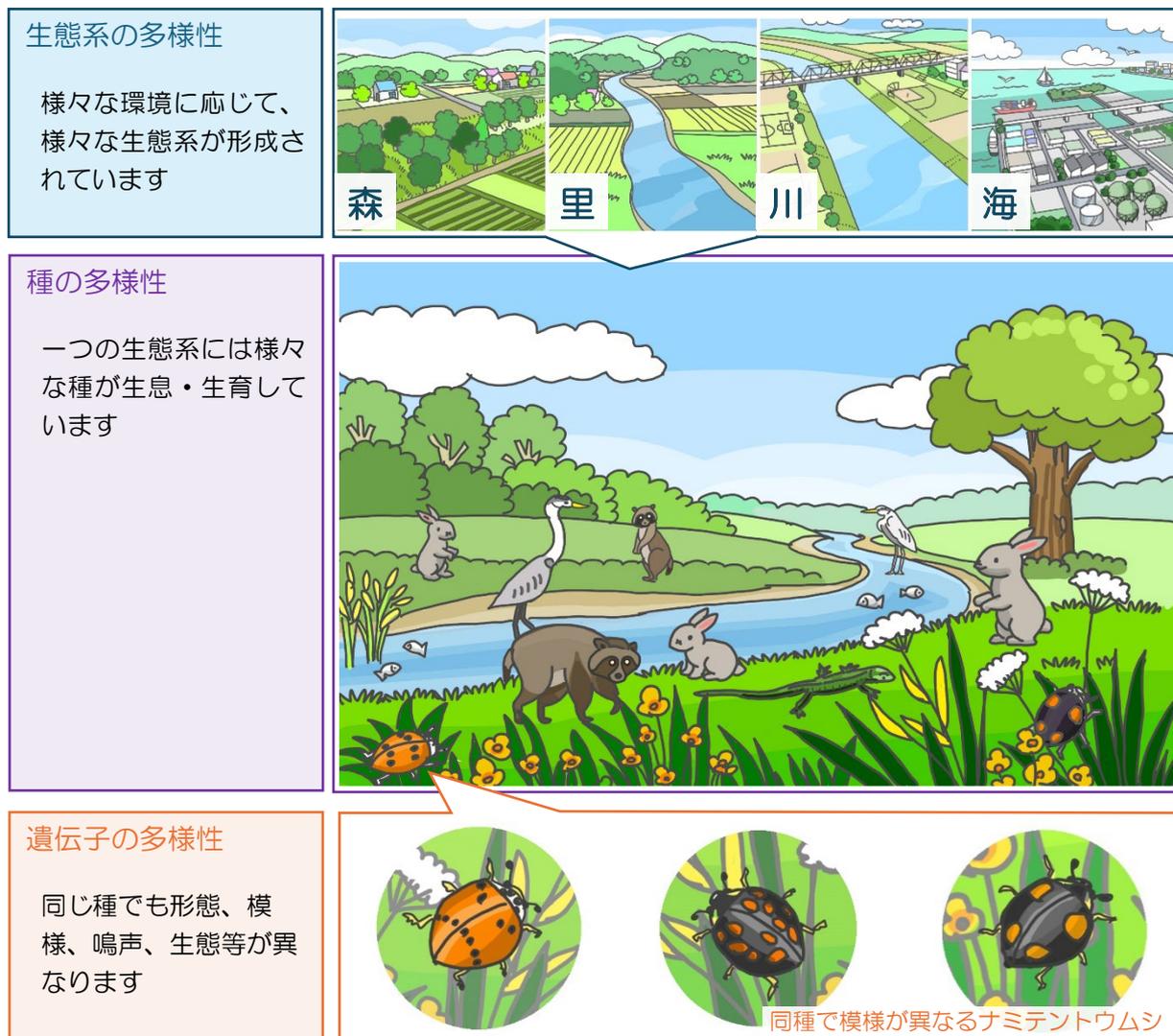


図 2-1 3つのレベルの多様性

2. 生態系の恵みを伝える（生態系サービス）

生物多様性の一員であるわたしたち人間も、毎日食べる米や野菜、肉や魚から、木材や医薬など生物多様性の恵みで暮らし、また、きれいな水や空気、さらには心の安らぎや芸術・文化など様々な生物多様性の恵みを受けています。

現代の豊かで快適なわたしたちの暮らしは、この生物多様性の恵みに支えられており、生物や生命の営みは、無機的環境と一体となり生態系を形成しています。生物多様性の恵みは、「生態系サービス」（図 2-2 参照）ともいわれ「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」に区分されています。

表 2-2 生態系サービス

区分	内容	具体例
供給サービス	毎日の食卓を彩る肉や野菜などはもちろん、衣食住にかかわる繊維・木材から医薬品、さらに石油・石炭も時間を越えてもたらされた生物多様性の恵みです。	穀物、野菜、果物、繊維、木材、医薬品、石油、石炭など
調整サービス	水や大気や土壌などの環境を調節し安定させる機能です。多様な生物につちかわれた環境は、風水害を抑制し土地を安定させます。	気候緩和、大気浄化、地形安定、洪水防止、水質浄化、水源涵養 ^{かんよう} など
文化サービス	多種多様な生物・生命との関わりは、人々のところに作用し、癒しや楽しみの源であり、芸術、技術など豊かな文化をもたらしめます。	やすらぎ、レクリエーション、伝統技術、芸術、芸能、教育、信仰など
基盤サービス	生物多様性の恵み(供給サービス、調整サービス、文化的サービス)は、生物多様性と土地環境とが一体となった健全な生態系が育みます。	土壌形成、一次生産、食物連鎖、栄養塩循環など



図 2-2 暮らしを支える生態系サービス

3. 生物多様性の危機

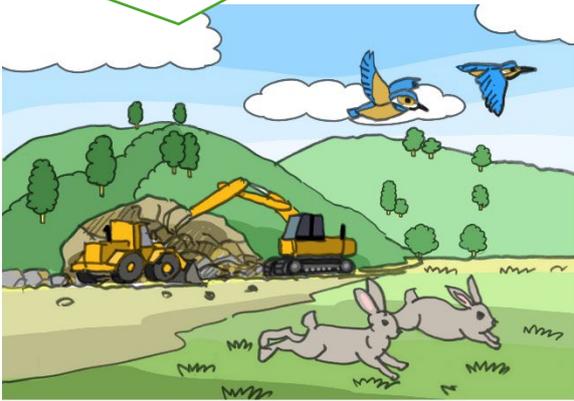
地球上の生物は、自然現象などの影響により過去5回の大量絶滅を経験していると考えられています。現在は、「第6の大量絶滅時代」ともいわれ、過去の大絶滅と比べて種の絶滅速度が速く、その主な原因は人間活動による影響と考えられています。

「生物多様性国家戦略 2023—2030」では、日本の生物多様性は四つの危機にさらされているとしています。

表 2-3 日本の生物多様性の四つの危機

区分	危機の内容
<p>第1の危機 (開発など人間活動による危機)</p>	<p>第1の危機は、開発や乱獲など人が引き起こす負の影響要因による生物多様性への負の影響です。</p> <p>沿岸域の埋立などの開発や森林の他用途への転用などの土地利用の変化やかく乱は多くの生物にとって生息・生育環境の悪化をもたらし、鑑賞用や商業的利用による個体の乱獲、盗掘、過剰な採取など直接的な生物の採取は個体数の減少をもたらしました。</p>
<p>第2の危機 (自然に対する働きかけの縮小による危機)</p>	<p>第2の危機は、第1の危機とは逆に、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる生物多様性への負の影響です。</p> <p>里地里山の薪炭林や農用林などの里山林、採草地などの二次草原は、以前は経済活動に必要なものとして維持されてきました。こうした人の手が加えられた地域は、その環境に特有の生物を育ててきました。また、汜濫原など自然攪乱を受けてきた地域が減り、人の手が加えられた地域はその代わりとなる生息・生育地としての位置づけもあったものと考えられます。しかし、産業構造や資源利用の変化と、人口減少や高齢化による活力低下に伴い、里地里山では、自然に対する働きかけが縮小することによる危機が継続・拡大しています。</p>
<p>第3の危機 (人間により持ち込まれたものによる危機)</p>	<p>第3の危機は、外来種や化学物質など人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる生物多様性への負の影響です。</p> <p>まず、外来種については、アライグマ、オオクチバス、オオキンケイギクなど、野生生物の本来の移動能力を越えて、人為によって意図的・非意図的に国外や国内の他の地域から導入された生物が、地域固有の生物相や生態系を改変し、大きな脅威となっています。化学物質については、20世紀に入って急速に開発・普及が進み、現在、生態系が多くの化学物質に長期間ばく露されるという状況が生じています。</p>
<p>第4の危機 (地球環境の変化による危機)</p>	<p>第4の危機は、地球温暖化など地球環境の変化による生物多様性への負の影響です。</p> <p>地球温暖化のほか、強い台風の頻度が増すことや降水量の変化などの気候変動、海洋の一次生産の減少及び酸性化などの地球環境の変化は、生物多様性に深刻な影響を与える可能性があり、さらに、人間生活や社会経済へも大きな影響を及ぼすことが予測されています。例えば、日本国内のヒョウモンダコの分布域は、これまで房総半島以南、小笠原諸島、南西諸島とされてきましたが、近年では東京湾でも目撃例が増えていますが、生物多様性の損失と気候危機の二つの世界的な課題は、現象の観点でもそれらへの対応策の観点でも、正負の両面から相互に影響しあう関係にあり、一体的に取り組む必要があるとされています。</p>

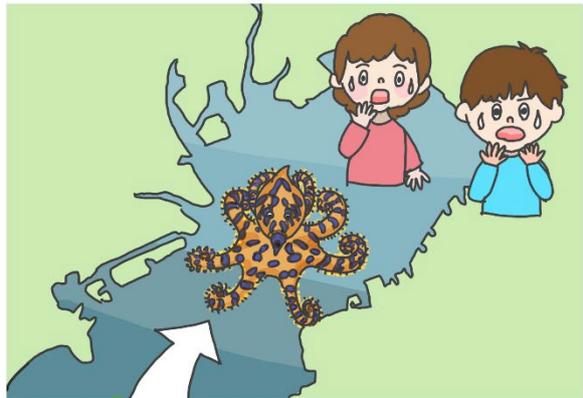
乱獲や開発等の人間活動による危機
 [開発により失われる野生動物の生息場所]



自然に対する働きかけの縮小による危機
 [管理されなくなった里山で枯死するキンラン]



人間により持ち込まれたものによる危機
 [スイカ畑を荒らすアライグマ]



温暖化など地球環境の変化による危機
 [北上して東京湾で見られるようになったヒョウモンダコ]

図 2-3 日本の生物多様性の四つの危機

第3章 計画策定の背景と現況(社会動向・国家戦略の策定)

1. 世界の動向

1.1 生物多様性条約

1.1.1 生物多様性条約と締約国会議

○1992年の地球サミットを契機として誕生した「生物多様性条約」については、1993年に発効した後、概ね2年に1度の頻度で締約国会議(COP)が開催されています。締約国会議では、生物多様性条約の3つの目的(生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分)の推進のための議論や締約国間の政策的な決定を行っています。

1.1.2 愛知目標とその達成状況

○2010年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、遺伝資源へのアクセスと利益配分のルールを定めた「名古屋議定書」、2050年までに「自然と共生する世界」を実現するための2020年までの具体的な20の行動目標からなる「愛知目標」が採択されました。

○20の愛知目標の達成状況について、地球規模生物多様性概況第5版(環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室、2021年3月)によれば、世界全体で6つの目標(目標9、11、16、17、19、20)が「部分的に達成」されましたが、その中で完全に達成された目標はありませんでした。

1.2 昆明・モンテリオール生物多様性枠組

○2022年12月にカナダのモンテリオールで開催された第15回締約国会議(COP15)では、意欲的なターゲット等に加え、進捗測定の指標、実施報告の仕組み、実施のための資金動員や能力養成など、目標達成のための条件整備を含む、統合的な世界目標として昆明・モンテリオール生物多様性枠組が合意されました。

○図3-1に示すとおり、昆明・モンテリオール生物多様性枠組は、「自然と共生する世界」という2050年ビジョンを掲げつつ、その具体的姿を4つの2050年グローバルゴールで表現しています。また、自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることを、2030年ミッションとして掲げています。このミッション実現のために、世界全体で取るべき緊急の行動について、3つのグループから成る23のグローバルターゲットを定めています。



図 3-1 昆明・モンリオール生物多様性枠組の構成

※昆明・モンリオール生物多様性枠組—ネイチャーポジティブの未来に向けた 2030 年世界目標—（環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室、2023 年 3 月）を一部改変

1.2.1 ネイチャーポジティブ

ネイチャーポジティブとは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」と定義され、昆明・モンリオール生物多様性枠組の 2030 年ミッションに考え方が位置付けられるとともに、我が国の生物多様性国家戦略 2023-2030 における 2030 年に向けた目標としても位置づけられています（図 3-2）。

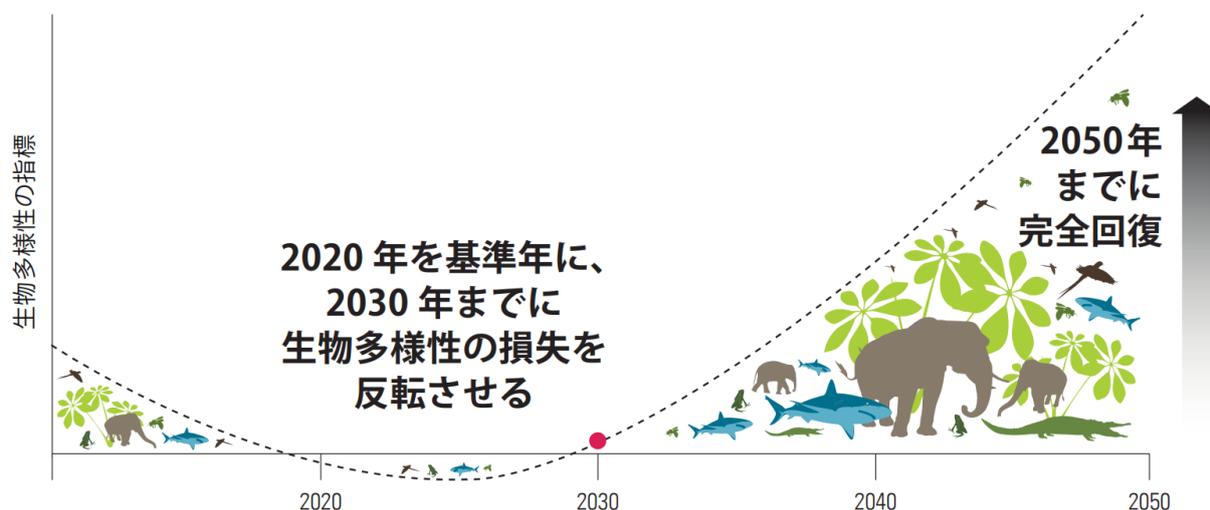


図 3-2 2030 年までのネイチャー・ポジティブに向けた自然のための測定可能な世界目標

出典) 生きている地球レポート 2022 ネイチャー・ポジティブな社会を実現するために（世界自然保護基金、2022 年 10 月）

※上記出典の図は、以下の文献を一部改変して作成しています。

元文献) A Nature-Positive World: The Global Goal for Nature (Locke et al., 2021 年 4 月)

1.2.2 30by30（サーティ・バイ・サーティ）

昆明・モンリオール生物多様性枠組では、2030年グローバルターゲット「生物多様性への脅威を減らす」の3つ目に、2030年までに、陸域（含む内陸水域）と海域（含む沿岸域）の少なくとも30%以上を保全・保護することを掲げており、これを30by30と呼んでいます。

我が国では昆明・モンリオール生物多様性枠組の合意に先立ち、2021年6月のG7サミットにおいて、G7各国とともに30by30を目指すことに合意しました。



【30by30 ロゴマーク】

「30%」という数字は、生物多様性や生態系サービスを確保するために必要とされる数字です。これを実現するためには、従来の保護地域（国立公園等）における取り組みに加え、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）を増やしていくことが期待されています。OECMとは、民間等の取組により保全が図られている地域や、保全を主目的としない管理が結果として自然環境を守ることにも貢献している地域を指しており、公有地はもとより企業等の民間の所有地等における、民間による取り組みが達成のための重要なカギとなります。



図 3-3 保護地域（オレンジ）と OECM（みどり）でつながる国土の健全な生態系のイメージ

※保護地域以外にも、里地里山、水源の森、都市の自然など、様々な場所が生物多様性の保全に貢献している。

出典）昆明・モンリオール生物多様性枠組－ネイチャーポジティブの未来に向けた 2030 年世界目標－（環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室、2023 年 3 月）

2. 国内の動向

2.1 生物多様性国家戦略 2023-2030

2.1.1 生物多様性国家戦略の位置づけ

- 生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約第6条に基づき、締約国が策定する戦略のことです。
- 我が国では、2008年に生物多様性基本法（2008年6月6日法律第58号）が施行されて以降、同法第11条に基づき政府が策定する生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画としても位置づけられており、環境基本計画やその他関連する計画を踏まえて策定される、生物多様性に関する最も基本となる戦略です。

2.1.2 生物多様性国家戦略 2023-2030 と概要

1) 位置づけ

- 生物多様性国家戦略 2023-2030 については、新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択を踏まえ、2023年3月に閣議決定されました。
- 2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり、人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略になります。

2) ポイント

- 生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」に対して統合的な対応を行うことや、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革について強調して記載されています。
- 30by30 目標の達成等の取組により、健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復することが記載されています。
- 自然資本を守り活かす社会経済活動（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）を推進していくことが記載されています。

2.1.3 生物多様性のための30by30 アライアンスと本市の取組み

1) 生物多様性のための30by30 アライアンス

30by30の目標達成に向け、現状の保護地域を拡充する取組みとともに、民間等によって保全されてきたエリアをOECMとして認定する取組みを進めるため、有志の企業・自治体・団体により、「生物多様性のための30by30 アライアンス」が発足しました（図3-4）。

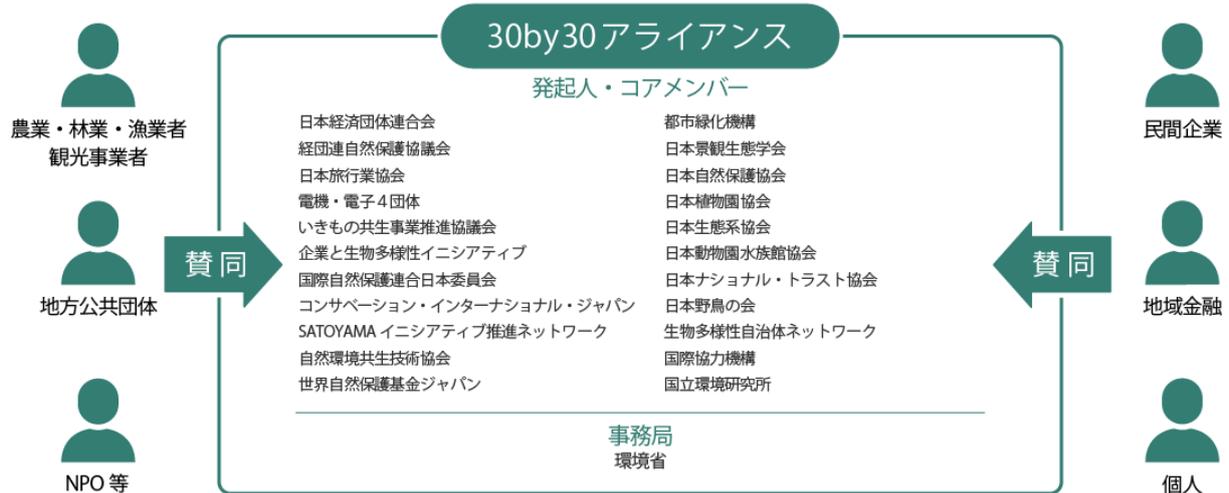


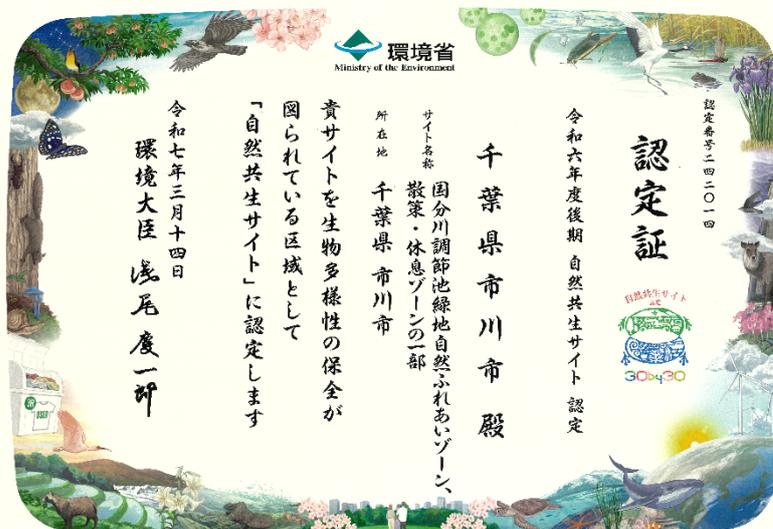
図3-4 アライアンスの全体構造イメージ

出典) 環境省 HP (<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/entry/>)

2) 本市の取組み

○本市では、2025年から「生物多様性のための30by30 アライアンス」に参加しており、市内において、生物多様性の価値を有し、様々な取組によって生物多様性の保全が図られている区域を増やす取組みを行っています。

○2025年3月14日には、国分川調節池緑地の一部が、市内で初めて「自然共生サイト」に認定されました。



3. 市川市の状況

3.1 自然環境の概要

3.1.1 位置・地形

市川市は、千葉県北西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市と鎌ヶ谷市、南は浦安市と東京湾に面し、また江戸川を隔てて東京都江戸川区・葛飾区と相對しています。

都心から、約 20 km の圏内にあり、文教・住宅都市として発展しています。都心部と県内各地域を結ぶ広域交通が集中しており、JR 総武線などの鉄道網が発達し、京葉道路・湾岸道路・国道 14 号などの幹線道路が東西方向に通っています。2018 年 6 月に東京外環自動車道（三郷南 IC～高谷 JCT）及び、国道 298 号（国道 6 号～国道 357 号）が南北方向に開通しました。

地形的には、関東平野南部に位置し、市の北部・東部は千葉県北部に広がる下総台地の一部であり、市の西部・南部は東京の下町と呼ばれる地域に続く広い沖積平野の一部となっています。北部に広がる台地には、国分谷・大柏谷と呼ばれる二つの大きな谷がそれぞれ北方向・北東方向に伸びており、そこからさらに細かく枝分かれした「谷津」と呼ばれる細い谷が形成されています。市域の中央部にある砂質の高まり「市川砂州」には「市の木」であるクロマツが群生し、市の代表的景観を形成しています。台地の南側から東京湾岸にかけて、最高でも標高約 5m、大部分が 2m 以下という低地が広がっています。また、海岸付近は 1955 年以降の埋め立てにより造成された土地です。



図 3-5 市川市の位置

出典) 市川市公式 HP (<https://www.city.ichikawa.lg.jp/pla01/1521000005.html>)

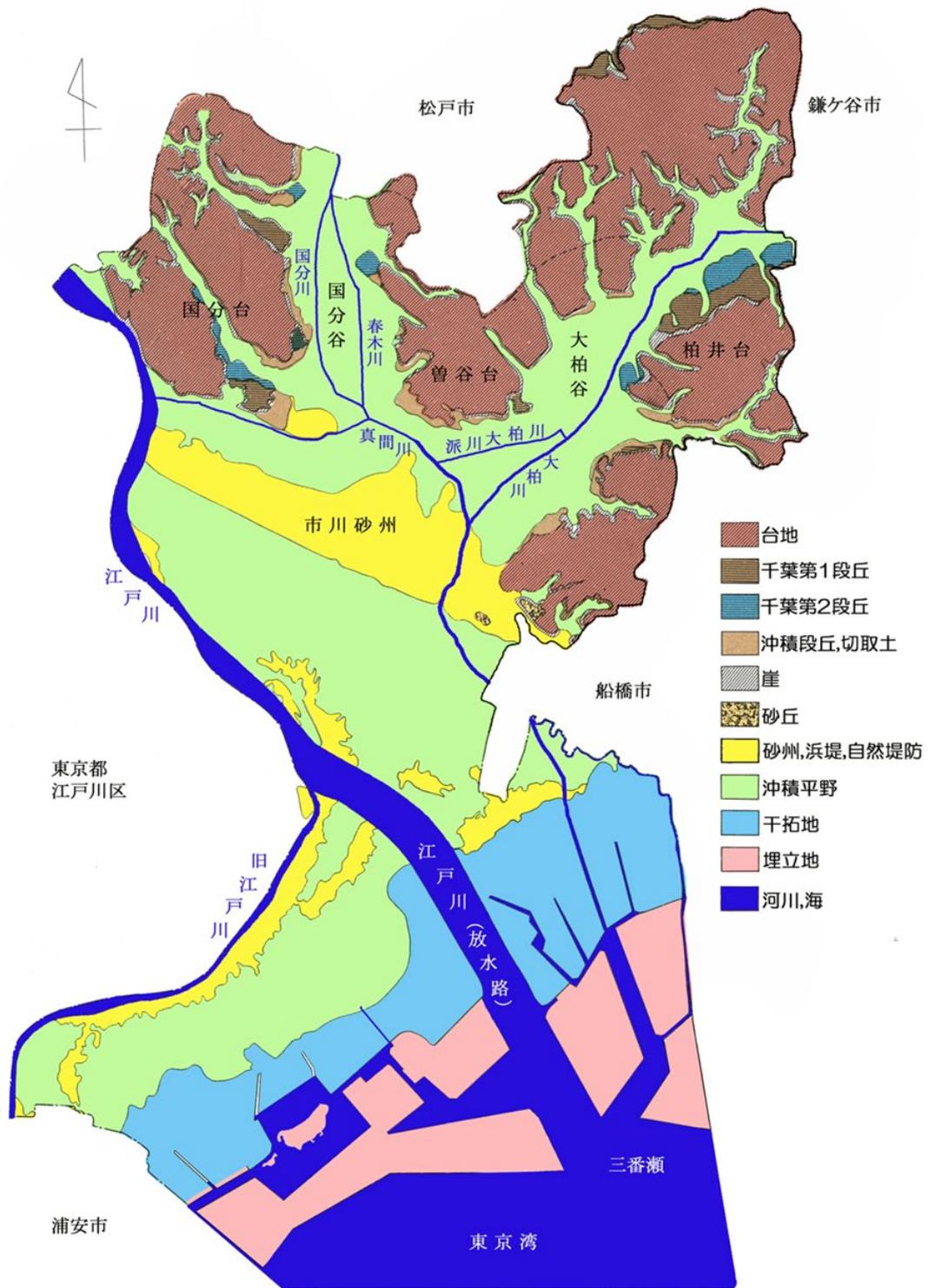


図 3-6 市川市の地形分類図
 ※市川市史第1巻 1971 を一部改変

3.1.2 水系

9本の一級河川があり、いずれも利根川水系に属します。江戸川は、野田市で利根川より分流し、上下水道や工業用水等の水源となっています。上流から流れてきた水は、通常時は西側の江戸川水閘門から旧江戸川へと流れ、浦安市と江戸川区の間を経て東京湾に注いでいます。

行徳可動堰から下流の江戸川（通称：江戸川放水路）は大正の終わりに開削された人工河川です。この部分は、台風などの増水時に可動堰のゲートが開けられる以外は仕切られており、海水域となっているため、川というよりは東京湾の細長い入り江のような環境になっています。

このほか、江戸川の主要な支川のひとつに当たる真間川水系は、市川市域を東西に流れる真間川とその真間川に注ぎ込む国分川、春木川、大柏川、派川大柏川と総合治水対策事業として1993年度に完成した国分川分水路からなります。これらの河川は江戸川や東京湾へと注いでいます。

また、かつては、周辺の谷津を水源とした小規模な水路や小川が多数ありましたが市街化や水路の暗渠化により、生きものの生息の場となる水面が減少しています。

3.1.3 気象

市川市の過去10年間（2015年～2024年）の年平均気温は16.7℃で、月別の最低平均気温は1月の5.7℃、最高平均気温は8月の27.9℃です。

年間平均降水量は約1,296mmで、秋に多く、冬に少ない傾向です。

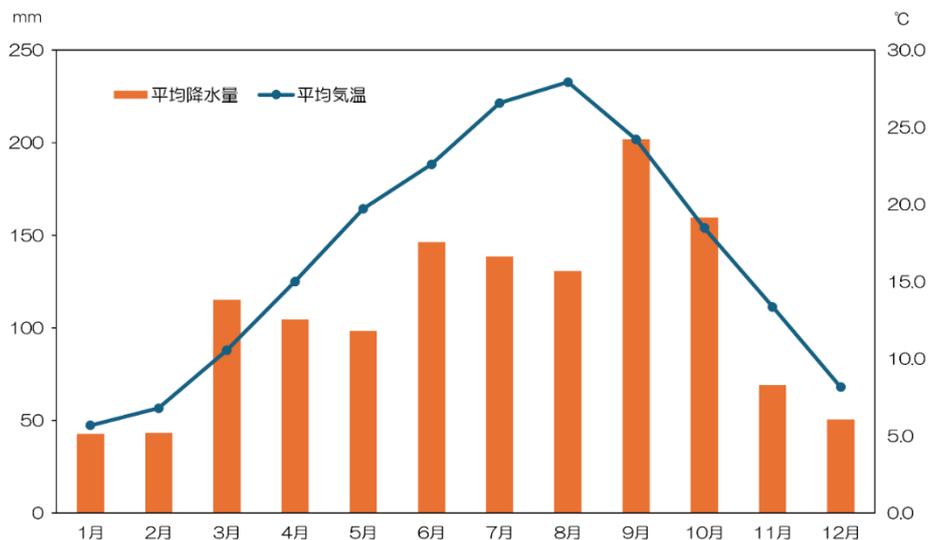


図3-7 市川市の過去10年間の平均降水量、平均気温の推移
※市川市統計年鑑（2016年度～2023年度版）をもとに作成

3.1.4 土地利用

総面積のうち、宅地が50.8%と多くを占める一方、畑が8.6%、田が1.9%、山林が2.1%と少なくなっています。これは昭和40年代以降の急速な都市化で田園や山林などが次第に減少したためです。

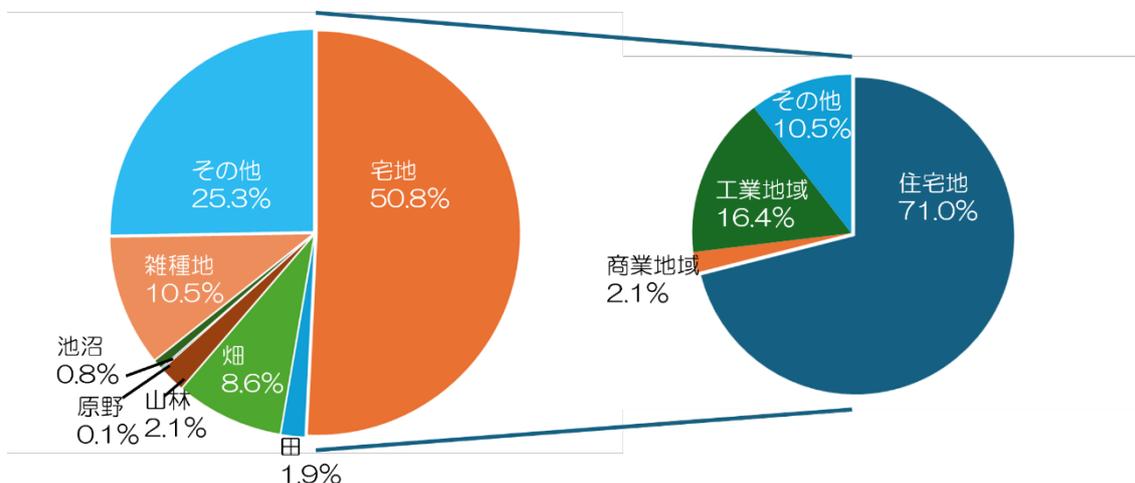


図 3-8 市川市の地目別面積構成比（2024年1月1日現在）

※市川市統計年鑑（令和5年度版）統計年鑑をもとに作成

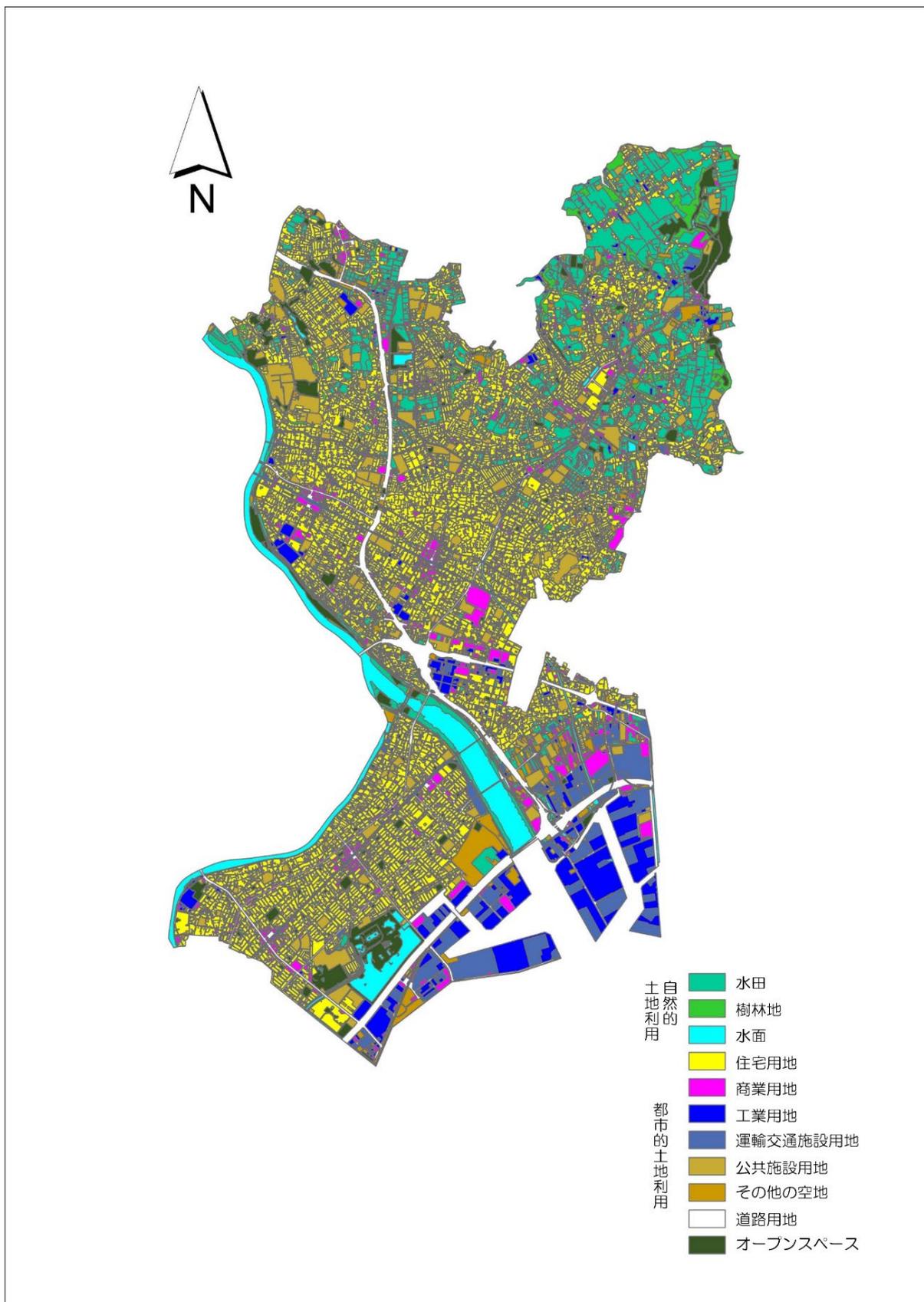


図 3-9 市川市土地利用分布

3.2 生物相の概略

3.2.1 植生

本市の樹林の多くは北部台地（国分台、曾谷台、柏井台など）の縁、そこへ入り込む大小の谷津との境をなす斜面に成立していました。台地上には人の生活と密着した雑木林や植林地などがありました。樹林の種類は大まかに①常緑広葉樹林、②落葉広葉樹林、③アカマツ、クロマツの針葉樹林、④スギ、ヒノキ、サワラの人工林、⑤モウソウチク、マダケの竹林に分けられます。現在は樹林の管理が行き届かなくなり、①、②、④、⑤の混交する状態の樹林が増えています。市域では様々な取り組みによって樹林が残されています。また、市川市は「市川砂州」に群生しているクロマツを「市の木」として「歴史・文化を伝えるかけがえのない貴重な財産」と位置付けており、保全のための取り組みを行っています。

3.2.2 動植物

1) 生物調査

(1) 自然環境実態調査

本市ではこれまでに様々な生物調査が行いました。2001年度から2003年度に行われた「自然環境実態調査」では、植物（維管束植物）1,264種、哺乳類15種、鳥類193種、爬虫類6種、両生類13種、魚類（淡水汽水魚類）67種、昆虫類2,535種が確認されました。

(2) 生物多様性モニタリング調査

① いちかわ生きものマップ

2024年度は調査員（自然環境や生きものに興味を持つ市民・環境団体・事業者を募集して登録したモニタリング調査員）から計641件の報告がされ、季節ごとに本市公式ウェブサイトGISシステム「いちかわ生きものマップ」にて公開されています。

表3-1 市民等モニタリングの調査実績（2015年度より開始）（単位：報告件数）

年度	植物	哺乳類	爬虫類	両生類	鳥類	昆虫類	クモ類	その他	計
R3	25件	2件	13件	3件	69件	36件	9件	359件	516件
R4	18件	1件	9件	4件	65件	25件	8件	349件	479件
R5	15件	0件	5件	0件	39件	23件	6件	254件	341件
R6	34件	0件	8件	0件	65件	23件	15件	496件	641件

*その他は指標生物以外の種

*調査期間：2021年3月～2022年2月、2022年3月～2023年2月、2023年3月～2024年2月、2024年3月～2025年2月

表 3-2 生きものマップ 年間集計表 (2024 年)

分類	種	春	夏	秋	冬	合計
植物	ソメイヨシノ (開花)	1	0	0	0	1
	キンラン	5	0	0	0	5
	ヤマユリ	0	0	0	0	0
	カラスウリ	0	0	3	1	4
	セイタカアワダチソウ	0	0	7	6	13
	ヒガンバナ (開花)	0	0	11	0	11
哺乳類	アブラコウモリ	0	0	0	0	0
爬虫類	ニホンヤモリ	1	0	0	1	2
	ニホンカナヘビ	2	1	2	0	5
	ヒガシニホントカゲ	0	0	1	0	1
両生類	アズマヒキガエル	0	0	0	0	0
	ニホンアカガエル	0	0	0	0	0
鳥類	メジロ	1	1	0	1	3
	ウグイス	6	0	0	0	6
	ツバメ	5	0	0	0	5
	ヒバリ	0	1	0	0	1
	コゲラ	0	1	0	0	1
	カワセミ	3	0	4	8	15
	シラサギ類	4	1	13	15	33
	モズ	1	0	0	0	1
昆虫類	ナガサキアゲハ	0	0	0	0	0
	オニヤンマ	0	0	0	0	0
	ミンミンゼミ	0	1	0	0	1
	クマゼミ	0	1	0	0	1
	トノサマバッタ	0	1	6	0	7
	アカトンボ類	0	1	4	0	5
	オオカマキリ	0	1	4	3	8
	ミノムシ類	0	0	0	1	1
クモ類	シヨロウグモ	0	0	11	4	15
その他		88	58	136	214	496
計		117	68	202	254	641



エナガ



カラスアゲハ



チョウトンボ



カワセミ

② 鳥類モニタリング調査

2015 年度より自然環境政策専門員（自然環境に関する専門的な知識・経験を有する市職員）を活用した調査として市内の 15 地点にて鳥類のラインセンサス調査を行っています。また、それぞれのフィールドで確認される代表的な野鳥（シンボル種）の統計をまとめています。

2023 年度は 80 種 11,724 羽が確認され、2015 年度以降の調査により調査地全体で合計 118 種が記録されています。また、2015 年度から 2023 年度に確認された鳥類のうち千葉県レッドデータブック及び環境省レッドデータブックに掲載されている種類は 51 種類となっています。シンボル種の過去 5 年の調査実績が以下の表のとおりとなっています。

表 3-3 過去 5 年で確認されたシンボル種の個体数

	里山環境のシンボル種		樹林地のシンボル種		草地・水辺のシンボル種	
	メジロ	ウグイス	コゲラ	アカゲラ	セッカ	ヒバリ
2019年	1,091羽	143羽	150羽	5羽	47羽	11羽
2020年	1,355羽	139羽	153羽	3羽	56羽	14羽
2021年	1,094羽	130羽	156羽	2羽	46羽	4羽
2022年	906羽	109羽	199羽	1羽	43羽	7羽
2023年	1,367羽	138羽	140羽	26羽	36羽	9羽
2024年	1,023羽	150羽	134羽	2羽	18羽	10羽

※2021、2022 年度は行徳鳥獣保護区のデータは含んでいない。

3.3 希少な動植物

3.3.1 天然記念物（環境白書より抜粋）

- 1) 千本公孫樹（国指定 1931 年 2 月 20 日）
葛飾八幡宮（市川市八幡）
- 2) 伊弉諾（イザナギ）神社ハリギリ（市指定 1979 年 4 月 24 日）
伊弉諾神社（市川市堀之内）
- 3) 愛宕神社イチョウ（市指定 1983 年 11 月 3 日）
愛宕神社（市川市北国分）
- 4) 禅照庵マキ（市指定 1983 年 11 月 3 日）
禅照庵（市川市北国分）
- 5) ヒメアカネ（市指定 1976 年 6 月 13 日）
大町公園（市川市大野・大町地区）
- 6) ヒヌマイトトンボ（市指定 1976 年 6 月 12 日）
江戸川の左岸（市川市稲荷木）、河川敷のアシ原



千本公孫樹

3.3.2 イノカシラフラスコモ

イノカシラフラスコモは、1957年に東京都の井の頭公園を源流とする神田川の上流部で発見された車軸藻という藻類の一種で、日本固有の種です。2016年5月に再発見されるまで、井の頭公園では生育がみられなくなり、長い間絶滅したと考えられていました。ところが、1986年に市川市中国分のじゅん菜池緑地にあるじゅん菜育成池において、本種の自生が確認されました。

イノカシラフラスコモの国内自生地は現在、じゅん菜池緑地を含め3箇所確認されており、環境省では絶滅危惧ⅠB類（第5次レッドリスト）として、千葉県では最重要保護A（千葉県レッドデータブック植物・菌類編 2023 改定版）に指定されています。



イノカシラフラスコモ

出典）市川市公式HP

（<https://www.city.ichikawa.lg.jp/env02/1521000004.html>）

3.3.3 外来生物

市内では特定外来生物としてアライグマやカダヤシ、アカボシゴマダラ、条件付き特定外来生物であるアカミミガメやアメリカザリガニなどが確認されています。そのほか、特定外来生物ではありませんが、農作物への農業被害や住宅への侵入による家屋の破損や汚染問題が問題となっているハクビシンや、近年市内で多く生息し、生態系への影響が問題となっているナガミヒナゲシが確認されています。

市川市に生息する主な特定外来生物



アライグマ



カミツキガメ



アカミミガメ



アメリカザリガニ



ウシガエル



オオクチバス
(環境省提供)



カダヤシ



ブルーギル
(環境省提供)



アカボシゴマダラ



セアカゴケグモ



アレチウリ



オオカワチシャ
(環境省提供)



オオキンケイギク



オオフサモ
(環境省提供)



ミスヒマワリ

市川市に生息する外来生物



ハクビシン



ナガミヒナゲシ

4. 市民意識の結果

市川市では「市民の行政ニーズを的確に把握し、行政運営に反映させること」を目的に、2005年度からe-モニター制度を開始し、市川市に関する様々なアンケートを実施しました（現在は新制度「いちモニ」にてアンケートを配信）。環境部自然環境課では、今後の取り組みの参考とさせていただくために、生物多様性の認知度や市内の自然に関する意識、自然環境講座等についての調査を行いました。

結果概要

- 生物多様性という言葉は認知されているが、市川市での取り組みの認知度が低い。
- 市民の自然環境の保全に関わる活動や自然環境講座への参加に対する関心・意欲は高く、市内の自然や文化を知る観察講座等の実施が求められている。

○生物多様性という言葉は認知されているが、市川市での取り組みの認知度が低い。

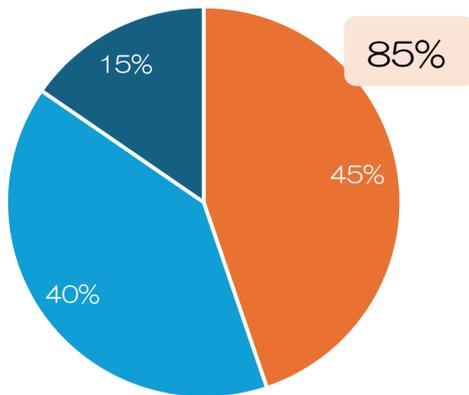


図 3-10 生物多様性の認知度

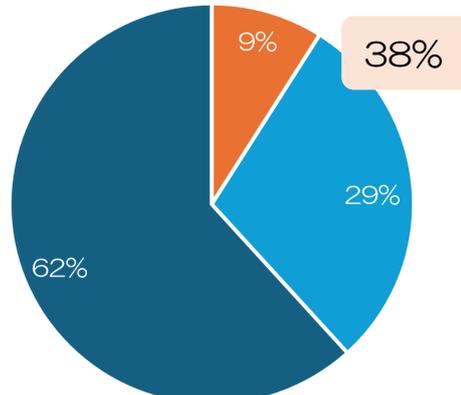


図 3-11 「生物多様性いちかわ戦略」の認知度

※e モニ 生物多様性に関するアンケート（2024年度 N=1147）より作成

○市民の自然環境の保全に関わる活動や自然環境講座への参加に対する関心・意欲は高く、市内の自然や文化を知る観察講座等の実施が求められている。

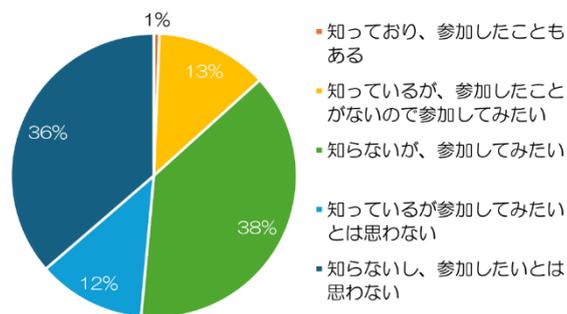


図 3-12 「生物多様性モニタリング調査」の認知度

※e モニ 生物多様性に関するアンケート（2023 年度 N=1116）より作成

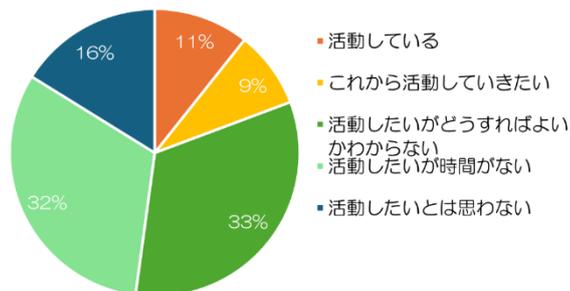


図 3-13 自然環境の保全に関わる活動への参加の意欲

※e モニ 生物多様性に関するアンケート（2024 年度 N=1147）より作成

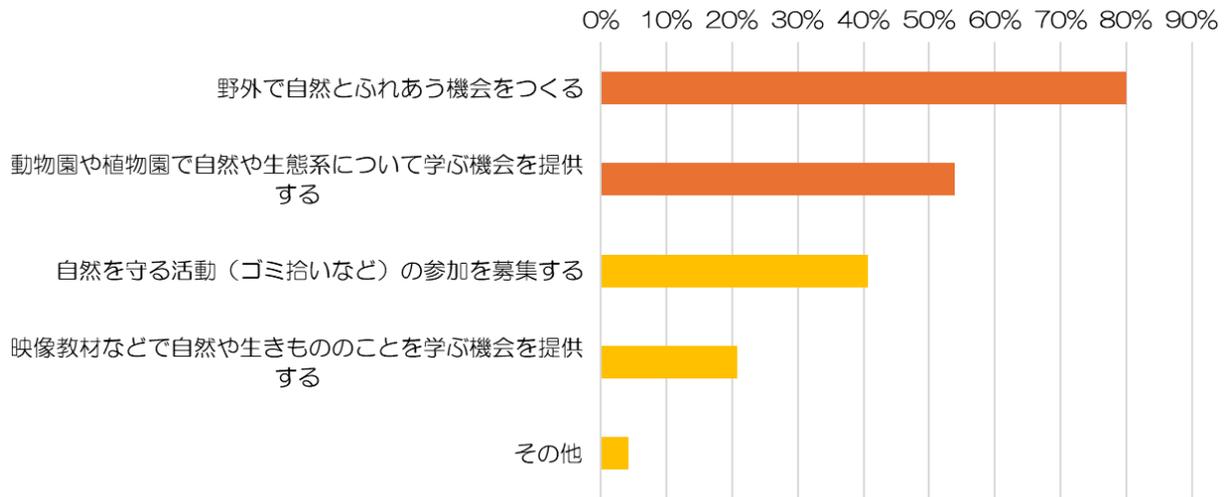


図 3-14 子どもに生物多様性に興味を持ってもらうために市の施策として必要だと思うこと

※e モニ 生物多様性に関するアンケート（2024 年度 N=1147）より作成

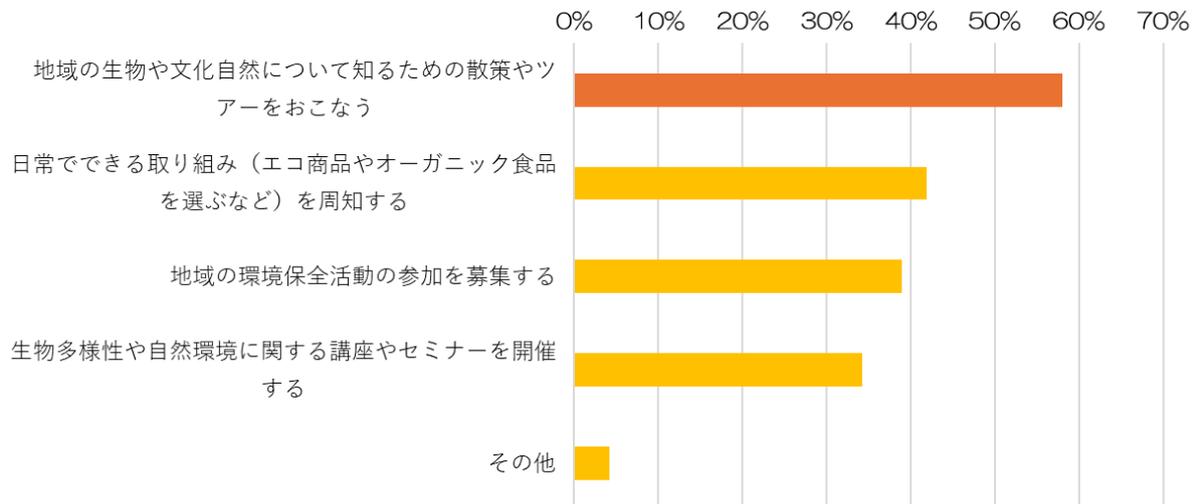


図 3-15 大人に生物多様性に関心をもってもらうために市の施策として必要だと思うこと

※e モニ 生物多様性に関するアンケート（2024 年度 N=1147）より作成

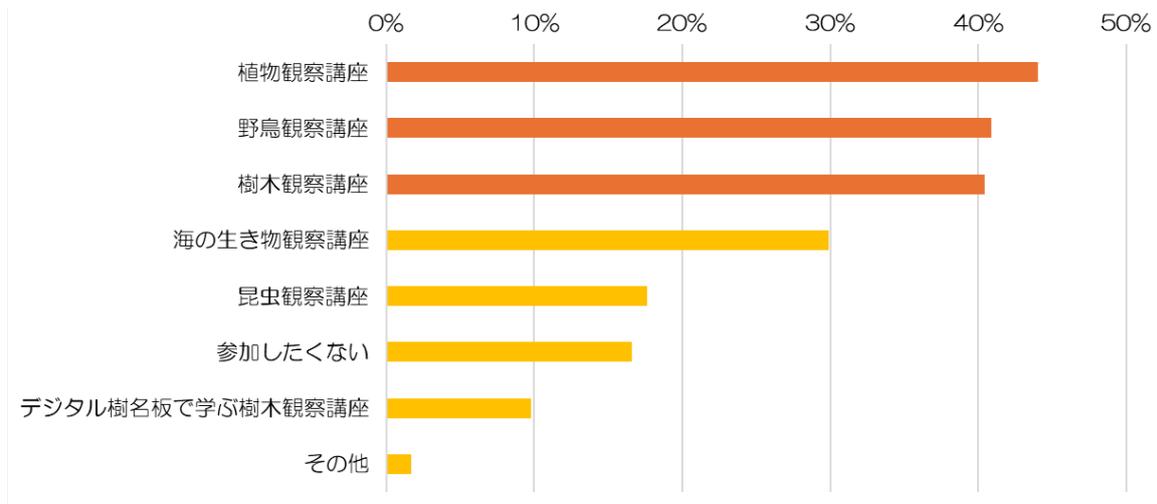


図 3-16 今後参加してみたい「自然環境講座」の内容
※e モニ 生物多様性に関するアンケート (2024 年度 N=1147) より作成

第4章 市川市の取り組みの総括

1. 生物多様性の保全に向けた取り組み

1.1 自然環境の実態を把握

1.1.1 生物多様性モニタリング調査

2014年3月に策定した一次戦略の進捗管理をするため、市内の自然環境、生物多様性の保全状況やその推移を把握することを目的に以下の二つの調査を実施しています。

1) 市民等モニタリング

自然環境や生きものに興味を持つ市民・環境団体・事業者を募集して調査員（モニタリング調査員）として登録し、協働で調査を進めています。市が定めた指標生物29種を中心に、調査員が市内で発見した生物を市に報告してもらい、市のWEB GIS「いちかわ生きものマップ」として公開しています（具体的な調査結果は前章参照）。

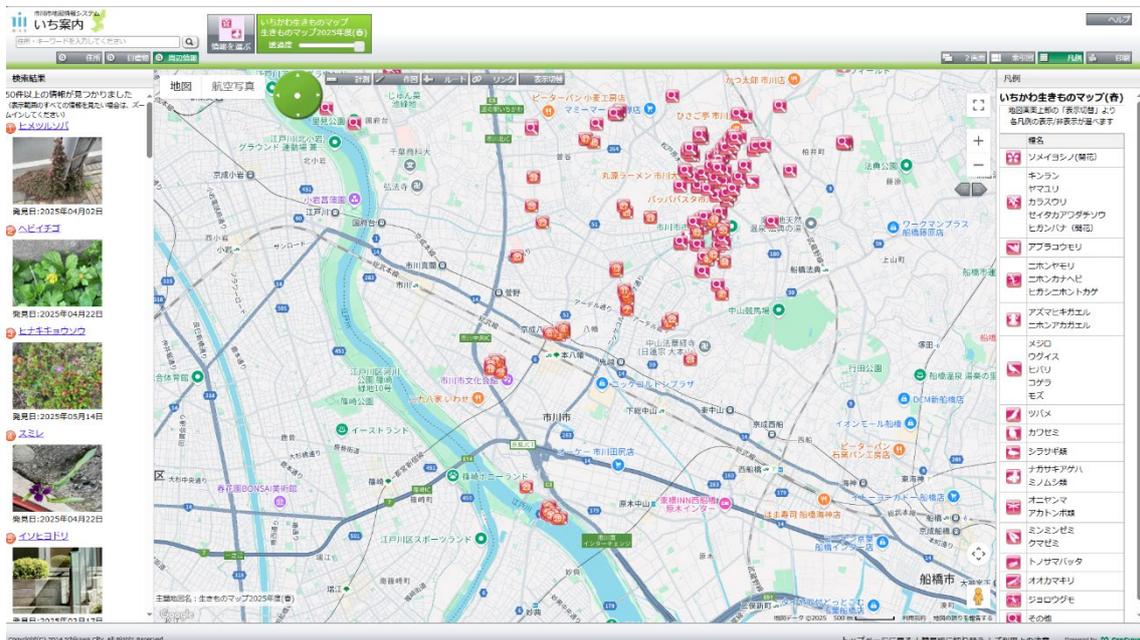


図 4-1 市川市地図情報システム いち案内 いちかわ生きものマップ

出典) 市川市地図情報システムいち案内

(<https://gis.city.ichikawa.lg.jp/webgis/?p=0&bt=0&mp=91-1>)

2) 鳥類モニタリング調査

2015年7月より実施しており、市内15か所の地点に設定したルートに沿ってゆっくりと歩きながら出現した鳥類の種類と個体数を記録しています。

市内の自然環境を「里山」「樹林地」「草原・水辺」の3つの環境に大別し、指標となる6種の鳥類（メジロ、ウグイス、セッカ、ヒバリ、コゲラ、アカゲラ）の生息状況を、継続的に調査しています。これらの鳥類が生息するためには、その餌となる昆虫類の生息環境が保全されている必要があるため、この調査により生物多様性の状況を把握することができます。（具体的な調査結果は前章参照）

表 4-1 鳥類モニタリング調査指標種一覧

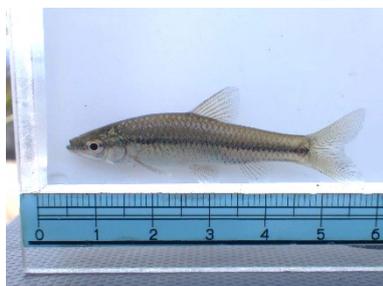
里山のシンボル種	樹林地のシンボル種	草地・水辺のシンボル種
 メジロ	 コゲラ	 セッカ
 ウグイス	 アカゲラ	 ヒバリ

1.1.2 真間川水系水生生物調査

真間川水系にて2008～2010年度、2018年度、2024年度に魚類、底生動物、水質の調査を行いました。魚類については2024年度までの調査にて9目13科32種が確認され、特定外来種のカダヤシの増殖が著しい一方で、重要種のギンブナ、モツゴ、ミナミメダカ、ビリンゴが連続して確認されています。



ギンブナ



モツゴ



ミナミメダカ

底生生物については 2024 年度までの調査にて 7 綱 18 目 41 科 96 種が確認され、2018 年度の前回調査よりも 2024 年度の確認種数が減少しました。この要因としてアメリカザリガニやウシガエルの捕食や競合の影響が考えられています。2024 年度の調査では重要種であるクロベンケイガニとコオイムシが確認されました。



クロベンケイガニ



コオイムシ

水環境については、水生生物とのかかわりが深い BOD（生物化学的酸素要求量であり、生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量を示している。河川の汚染度が進むほど値は高くなり、高い値の場合魚類を始めとする水生生物の生活に不可欠な溶存酸素が欠乏しやすいことを意味する。）に着目すると、調査を開始してから減少傾向にあり、近年環境基準は満足していたが、2023 年ではいくつかの地点にて上回る結果となったことから引き続き経過を見ていくことが望まれます。

1.1.3 令和 6 年環境省水健全性モデル事業調査

1) 河川：国分川須和田橋

捕獲調査により夏季 15 種類、冬季 7 種類、合わせて 19 種類の底生生物・魚類・小動物が確認されました。個体数は夏季、冬季ともにカダヤシが多く、重要種としてはナガオカモノアラガイ（環境省レッドリスト 2020：NT 準絶滅危惧種）、特定外来生物はカダヤシ、ブルーギル、ウシガエル、アカミミガメ（条件付き）が確認されました。目視調査では夏季・冬季あわせ、底生動物 2 種類、魚 1 種、鳥 2 種、植物等 13 種の計 15 目 16 科 8 種類が確認されました。環境 DNA 分析（MiFish）では、夏季 41 種の魚類が検出され、捕獲や目視の確認種も含まれる結果となりました。

2) 湖沼：国分川調節池下池

捕獲により夏季に 12 種類、冬季に 15 種類の底生生物・魚類・小動物を確認しました。個体数は夏にカダヤシ、アメリカザリガニ、チュウゴクスジエビ、冬季にサカマキガイ、アメリカザリガニ、カダヤシが多い結果となりました。重要種はコシダカヒメモノアラガイ（環境省レッドリスト 2020：DD 情報不足）が確認され、特定外来生物はアメリカザリガニ（条件付き）、カダヤシ、ウシガエル、アカ

ミミガメ（条件付き）が確認されました。目視により夏季・冬季あわせ、陸上昆虫等3種、鳥4種類、植物等8種、計11目14科15種類が確認されました。環境DNAによって夏季に6種類の魚類が検出され、捕獲や目視での確認種も検出されました。

3) 海域：三番瀬

捕獲により夏季に35種類、冬季に21種類、合わせて39種類を確認しました。個体数は夏季にアラムシロガイ、ヨコエビ目、ユビナガホンヤドカリ、冬季にアラムシロガイ、シオフキガイ、タテジマフジツボ、シラタエビが多くみられました。重要種はハマグリ（環境省レッドリスト2020：VU 絶滅危惧Ⅱ類）、エドハゼ（環境省レッドリスト2020：VU）が確認され、特定外来生物は確認されませんでした。目視では夏季・冬季あわせ、底生動物1種、魚2種、鳥13種、植物等10種類の計16目20科26種類が確認されました。重要種はシロチドリ（環境省レッドリスト2020：VU 絶滅危惧Ⅱ類）、ミヤコドリ（環境省レッドリスト2020：NT 準絶滅危惧）、ハマシギ（環境省レッドリスト2020：NT 準絶滅危惧）が確認され、特定外来生物は確認されませんでした。環境DNA分析では、夏季28種、冬季30種の魚類が検出され、捕獲・目視での確認種も含まれる結果となりました。

1.2 地域固有の重要種を保全再生

1.2.1 イノカシラフラスコモの保全

イノカシラフラスコモは、1957年に東京都の井の頭公園を源流とする神田川の上流部で発見された車軸藻類の一種で、日本固有の種です。

1986年に市川中国分のじゅん菜池緑地のジュンサイ育成池にて自生が発見されたことを受けて、2000年から2003年まで専門家による検討委員会を設置し生態学特性の研究を行うとともに保護保全策の検討が行われました。

現在は、イノカシラフラスコモが発見された池に隣接する池の一部で、育成環境を整え、移植した株の育成を続けるとともに、孢子からの発芽個体の育成にも成功しています。



育成池での管理



孢子を付けた雄株

出典) 市川市公式HP (<https://www.city.ichikawa.lg.jp/env02/1521000004.html>)

1.2.2 外来生物・害獣対策

「外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生息地の外に存することとなる生物のことを言います。「外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）」は、外来生物の中でも、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かす恐れのある生物「侵略的外来種」を対象に対して規制を行っています。

特に「アライグマ」と「ハクビシン」による被害は近年増加しており、様々な重点的対策が求められています。アライグマは特定外来生物法および千葉県アライグマ防除計画に基づき、2015年度から現在まで行われた防除では、2015年度3頭だった捕獲数が2022年度には34頭と近年急激に増加しています。市では2024年に「市川市外来生物対策マニュアル」を作成し、外来生物対策に取り組んでいます。

表 4-2 アライグマ、ハクビシンの現状

		R1	R2	R3	R4
相談件数	アライグマ		29件	29件	31件
	ハクビシン	55件	55件	31件	
捕獲わな設置件数	アライグマ	10基	12基	29基	57基
捕獲処分数	アライグマ	6頭	12頭	20頭	34頭

1.3 水辺や湿地等の生態系の保全

1.3.1 自然観察園

湧水ときれいな小川が流れる湿地には、サワガニ、ホトケドジョウ、スナヤツメ、ヘイケボタルなど、現在本市にはここにしか生息していない生きものが多数観察できます。今までにこの自然観察園で観察、記録された植物は400種、昆虫類が380種、鳥類が100種を超えています。多くの谷津が埋め立てや開発によって本来の姿が失われてしまった現在では数少ない貴重な谷津となっており、市川市動植物園によって管理、保全がされています。



出典) 市川市公式HP
(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/zo/so/about.html>)

1.3.2 市川市行徳野鳥観察舎（あいねすと）

行徳の地は、1960年代まで湿地であり“新浜（しんはま）”と呼ばれ、水鳥が多いことで世界的に有名な場所でした。その後地域開発により一帯は埋め立てられました。宮内庁新浜鴨場に隣接した一部を野鳥の生息地として保全するため、1970年に新浜鴨場を含む83haが首都圏近郊緑地保全法に基づく

「行徳近郊緑地保全区域」及び「行徳近郊緑地特別保全地区」に指定されました。さらに、1979年に鴨場を除く56aが鳥獣の保護及び狩猟に関する法律に基づく県設の「行徳鳥獣保護区」に指定されました。

NPO 行徳自然ほごくらぶによって管理され、普段は保護区の中には入ることはできませんが、定期的に保護区



出典) 市川市環境白書令和6年版（市川市環境部総合環境課、2024年11月）

内の自然観察会が開催され、管理作業についてもボランティアとしてだれでも体験することができます。（写真は環境白書より抜粋）

市川市行徳野鳥観察舎については、旧千葉県行徳野鳥観察舎の廃止を受け、社会教育や環境教育などの多面的な価値を認識し、野鳥の生態や自然環境に触れる機会を市民等に提供するため、行徳近郊緑地内へ野鳥を始め緑地の眺望等を楽しめる施設を整備し、2020年9月に開館しました。人と自然のつながりに関する展示やミニ観察会などを行っており、年に四回、「あいねすと通信」にて行事のお知らせや観察できる鳥や生きものの情報を発信しています。

1.4 生物多様性の考え方をあらゆる主体に浸透

1.4.1 市民への環境学習

市民の方々へ市川市内の自然環境への関心をもつきっかけを提供し、環境保全の担い手となる市民を養成する講座として「自然環境講座」を開催しています。実際に現地の自然環境を訪ね、身近な自然から生物多様性について考えられるようなプログラムを用意しています。

また、地域で環境学習や実践的な活動を行っている子どもたちを中心としたグループが加入している「いちかわこども環境クラブ」に対し、市ではその活動を支援するための情報や学習の場を提供しています。



出典）市川市公式 HP

(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/env02/1111000123.html>)

1.4.2 市立市川自然博物館の活動

市立市川自然博物館は動植物園と併設され、市川市の自然環境や動植物を対象分野として、資料の収集、保管、資料を活用した調査研究、展示、教育普及などを行っています。

博物館内では、「身近な自然、身の回りの自然」をテーマとして市内の自然のありさまや動植物について紹介しています。多くの標本や映像資料とともに、カエルや昆虫類の飼育展示を積極的に取り入れ、来館者に好評です。

隣接地には、もともと長田谷津と呼ばれ、斜面林と湿地からなる谷地形で、昔ながらの自然が保全されている大町公園自然観察園があります。自然観察園では長田谷津を当初の姿に近い状態で維持することを目的とした環境整備や、散策会が行われています。また、自然観察園には国の絶滅危惧種であるスナヤツメやホトケドジョウが生息しており、それらの生息環境の整備を一般市民の方々にもお手伝いいただきながらレスキュー活動を行っています。



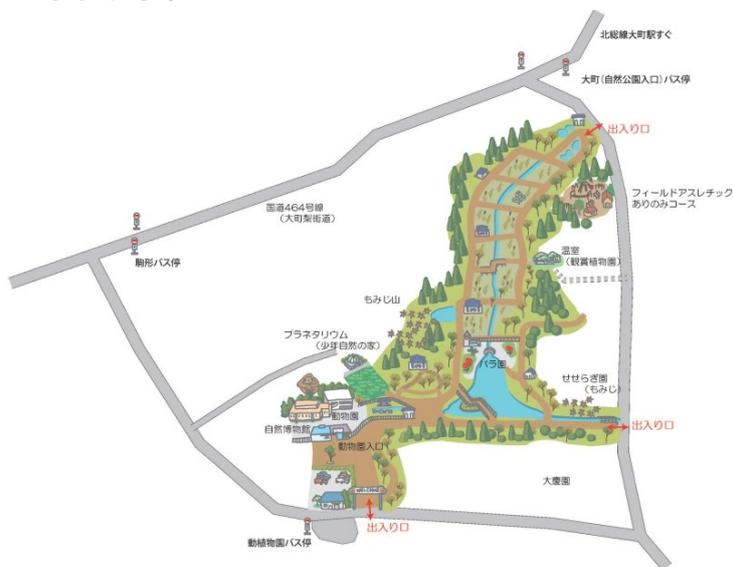
市立市川自然博物館 外観



市立市川自然博物館展示室の様子

1.4.3 市川市動植物園、鑑賞植物園、バラ園

大町公園を中心に、自然と緑が残されている大町地区約150haを「大町レクリエーションゾーン」として設定し、その拠点として市川市動植物園があります。そのほか、ゾーン内には、観賞植物園、自然観察園、バラ園、少年自然の家（プラネタリウム）などがあります。



出典) 市川市動植物園 HP (<https://www.city.ichikawa.lg.jp/zoo/O525.html>)

1.5 自然とのふれあいづくり

市街地の緑や樹林地については、様々な法令に基づいて保全を行っています。

表 4-3 法によるもの

施策名称	根拠法令	箇所又は地区	面積
都市緑地	都市公園法	49箇所	約76ha
特別緑地保全地区	都市緑地法	3地区	約2ha
近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法	1地区	約83ha
生産緑地地区	生産緑地法	295地区	約83.53ha
保存樹林	都市美観法（略）	5箇所	約1.8ha
風致地区	都市計画法	5地区	約769ha
緑地協定	都市緑地法	9箇所	約5.5ha

出典) データにみる市川市の都市基盤 2024 (市川市街づくり部街づくり計画課、2024年6月)

表 4-4 条例等によるもの

施策名称	根拠法令	保全内容
宅地開発条例事前協議	都市計画法、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例	公園・緑地等の設置
緑地保全協定山林	市川市都市美観の保持等に関する条例	山林（民有地）の保全
市川市屋上等緑化推進事業	公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団補助金交付要綱	屋上緑化、バルコニー緑化、壁面緑化
市川市保存樹木協定制度	市川市巨木等の保存等に係る協定に関する要綱	貴重樹木の保全（巨木、クロマツ）

出典) データにみる市川市の都市基盤 2024 (市川市街づくり部街づくり計画課、2024年6月)

1.5.1 都市緑地

「都市公園法」に基づいて指定している都市緑地は現在、江戸川河川敷緑地の他、じゅん菜池緑地、国府台緑地、斜面林を中心とした斜面緑地など、これまでに49地区76.41haを指定し緑地の保全に努めています。

1.5.2 特別緑地保全地区

「都市緑地法」に基づいて特別緑地保全地区を指定しており、1981年に千葉県初の特別緑地保全地区として市川市に次の3地区を指定しました。

- 平田特別緑地保全地区 約0.7ha
- 子の神特別緑地保全地区 約0.7ha
- 宮久保特別緑地保全地区 約0.6ha 計3地区約2.0ha

1.5.3 近郊緑地保全区域

「首都圏整備法」に基づく首都圏近郊整備地帯において、良好な自然環境を有し公害、災害の防止及び無秩序な市街化防止に効果のある緑地について、その周辺住民の健全な生活環境を確保するため、「首都圏近郊緑地保全法」に基づいて近郊緑地保全区域が指定されています。市川市では、1970年に新浜鴨場を含む83haが「行徳近郊緑地保全区域」及び「行徳近郊緑地特別保全地区」に指定され、海面埋め立て事業によって造成された工場群に接して広大な緑地が保全されています。さらに、1979年に新浜鴨場を除く56haが「鳥獣の保護及び狩猟に関する法律」に基づく県設の「行徳鳥獣保護区」に指定されています。

1.5.4 保存樹林及び保存樹木

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づいて新浜保存樹林及び保存樹木が指定されており、現在4箇所約1.7haが指定されています。

また、2002年度には、市街地に残された貴重な巨木や市の木であるクロマツを保全・育成するため、市川市保存樹木協定制度を制定しました。

表 4-5 市川市保存樹木協定制度

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
協定本数(本)	172 (-3)	173 (+1)	170 (-3)	179 (+9)
主な樹種別本数 (本)	カマツ 129 (-3) その他 43 (0)	カマツ 130 (+1) その他 43 (0)	カマツ 128 (-2) その他 42 (-1)	カマツ 127 (-1) その他 52 (+10)

出典) 市川市環境白書令和6年版(市川市環境部総合環境課、2024年11月)

1.5.5 緑地保全協定山林

市川市の樹林地は、台地と低地の境に帯状に分布する斜面林や北部の台地を中心に約119.0ha(市域全体の約2.1%)あり、良好な都市景観を構成するうえで重要な役割を果たしていますが、年々減少しつつあります。そこで、残り少なくなった私有樹林地を保全するため、山林所有者の団体である「市川みどり会」及びその他の山林所有者と市の間で「緑地保全に関する協定」を締結し、保全に努めており、2024年度末現在140名の所有者、約34.6haの山林について協定を締結しています。

1.5.6 都市公園

都市公園については、424箇所、面積179.75haを整備し、市民一人当たりの公園面積は3.64㎡となっています。

表 4-6 都市公園の現況

(2024年3月31日現在)

種 別		園 数	面積(ha)	代表的な公園の名称	
総 数		424	179.75		
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	353	32.73	国府台児童公園、東根公園
		近隣公園	12	19.65	須和田公園、駅前公園、大洲防災公園
		地区公園	3	16.67	里見公園、小塚山公園、広尾防災公園
	都市基幹公園	総合公園	1	14.98	大町公園
		運動公園	3	13.13	国府台公園、塩浜1号公園
歴史公園		3	6.18	国分尼寺跡公園、姥山貝塚公園	
都市緑地		49	76.41	じゅん菜池緑地、大柏川第一調節池緑地	
市民1人当たり公園面積		3.64			
市域面積に対する割合		3.18			

出典) 市川市環境白書令和6年版(市川市環境部総合環境課、2024年11月)

1.5.7 その他の制度

そのほか、生垣助成事業や屋上等緑化補助事業が実施されており、市川みどり会や(公財)市川市花と緑のまちづくり財団による緑地の保全や緑化の推進が図られています。

表 4-7 生垣助成事業(実績)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	累計 (1989~)
申請件数(件)	2	4	4	3	2	2	421
整備延長(m)	44	38	50.3	58.2	62.6	16.7	6469.3
補助金額(千円)	660	557	738	873	939	241	55,098

出典) データにみる市川市の都市基盤 2024(市川市街づくり部街づくり計画課、2024年6月)

表 4-8 屋上等緑化助成事業(実績)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	累計 (2001~)
申請件数(件)	0	0	0	1	0	0	40
緑化面積(m ²)	0	0	0	28	0	0	1,534
補助金額(千円)	0	0	0	70	0	0	8,631
緑化の種類	0	0	0	壁1	0	0	屋35、ベ2、壁3

※屋:屋上緑化、ベ:ベランダ緑化、壁:壁面緑化

出典) データにみる市川市の都市基盤 2024(市川市街づくり部街づくり計画課、2024年6月)

第5章 第二次生物多様性いちかわ戦略の体系

1. 基本理念・目標年次

1.1 基本理念

わたしたちは都市化が進展した市川市において、生物多様性の保全再生と持続可能な利用を進めていくために、「自然と自然」「文化と文化」「人與人」「自然と文化と人」のつながりを形成していきます。

基本理念

「自然と自然」「文化と文化」「人與人」「自然と文化と人」のつながりを形成すること

現在の市川市において、生物多様性の保全再生と持続可能な利用を進めていくためには、残された自然を守り、生物多様性豊かな自然環境をよみがえらせて、その自然をつなげることが大切です。「自然と自然」をつなげるためには、地域の核となる豊かな自然を再生し、生き物のネットワークの形成を推進していく必要があります。

また、豊かな自然環境の中で、様々な地域の文化が育まれてきた市川市では、「文化と文化」をつなげることも大切です。自然とのかかわりの中で豊かな暮らしを支え育む文化や地域の自然に根差した多様な景観を守り、未来につなげていかなければならないのです。

そして、生物多様性を保全していくためには、「人與人」をつなげることも大事なことです。人と人が手をたずさえ、市民、事業者、行政との協働による取り組みを進めていくことが望まれています。

更には、活発な経済活動によりもたらされる豊かな生活や自然とのつながりの中で形成された地域性に富む文化を子どもたちの未来に引き継いでいくために、生物多様性の持続可能な利用を地域から推進し、「人と自然と文化」をつなげていきます。

1.2 目標年次

1.2.1 目標とする時期

いちかわ戦略の基本理念を実現していくためには、生物多様性の現状と課題を常に把握するとともに、行政だけでなく市民や事業者に「生物多様性」の必要性を浸透させ、具体的な行動につなげなければなりません。さらに、生物多様性の保全と

持続可能な利用に関する施策の効果を確認していくためには、長期的な視点が必要です。

生物多様性国家戦略 2023-2030 においても、長期目標としての 2050 年ビジョンとして「『2050 年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、懸命に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、すべての人々にとって不可欠な利益がもたらされる』自然と共生する社会」を実現するとしています。また、2050 年ビジョンの達成に向け、2030 年までに達成すべき短期目標（2023 年ミッション）については「2030 年までに、『ネイチャーポジティブ：自然再興』を実現する」としています。

そこで、国家戦略の長期目標・短期目標と整合させ、長期目標を 2050 年、短期目標を 2030 年としました。

1.2.2 短期目標・長期目標

1) 短期目標

短期目標（2030 年まで）

『自然と共生し多様な命を育みながら世代を超えて学び楽しみつながるまち』

○学校教育や地域での交流を通じて“子ども”も“大人”もつながって生物多様性について学び・楽しみ・話し合える場を維持・拡大していきます。

2) 長期目標

長期目標（2050 年まで）

『市民生活や事業活動、行政活動等のあらゆる場面において、生物多様性への配慮が浸透・定着している世界』

○市民生活、事業活動、土地利用、国、県、市の行政活動等のあらゆる場面に生物多様性への配慮が浸透し、定着しています。

○基本理念に記述した「自然と自然」「文化と文化」「人と人」「人と自然と文化」のつながりが形成されています。

2. 基本戦略など

2.1 4つの基本戦略

二次戦略の基本理念の方向性を示す4つの基本戦略を以下の通り決めました。基本戦略は1次戦略から継続したものとなります。

表5-1 第二次生物多様性いちかわ戦略の基本戦略

名称	概要と目標
基本戦略1	生物多様性の保全・再生「自然と自然をつなげる」 残された自然を保全し、生物多様性の豊かな自然環境を再生することで、その自然をつなげて生き物のネットワークを創出していきます。
基本戦略2	豊かな文化と景観の保全・創出「文化と文化をつなげる」 自然とのかかわりの中で豊かな暮らしを支え育んできた文化や地域の自然に根差した多様な景観を守りつなげていきます。
基本戦略3	様々な人や組織との協働「人と人をつなげる」 様々な主体との連携により生物多様性を保全していくために、人と人が手をたずさえ、協働による取り組みを進めていきます。
基本戦略4	生物多様性の持続可能な利用「人と自然と文化をつなげる」 活発な経済活動によりもたらされる豊かな生活や自然とのつながりの中で形成された地域性に富む文化を子どもたちの未来につなげていきます。

2.1.1 状態目標、行動目標、行動計画

4つの基本戦略を実現させていくために、国家戦略の基本構造を参考に状態目標と行動目標を設定しました。行動目標は「アウトプット型指標（努力投入によって得られる一時成果）」としてなすべき行動を示し、状態目標は「アウトカム型指標（アウトプットがもたらす成果）」としてあるべき姿を示しました。

また、それをもとに行動計画を策定しました。

表 5-2 第二次生物多様性いちかわ戦略体系

基本戦略	状態目標	行動目標	行動計画
基本戦略 1	自然がつながり 生きもののネッ トワークが創出 されたまち	残された自然を保 全し、生物多様性の 豊かな自然環境を 再生する	(1)自然共生サイトの取り組みを進 めます
			(2)生物多様性を保全します
			(3)外来種による被害の抑制をはか ります
基本戦略 2	豊かな文化と景 観が保全・創出 されたまち	豊かな暮らしを支 え育んできた文化 や地域の自然に根 差した多様な景観 を守る	(1)伝統文化と自然との結びつきに ついての知識を広めます
基本戦略 3	様々な主体との 連携により生物 多様性が保全さ れたまち	人と人が手をたず さえ、協働による取 り組みを進める	(1)市民と事業者と市の協働により 自然環境の保全を行っていきま す
			(2)多くの人が自然環境に興味をも つ取り組みを行います
基本戦略 4	豊かな生活と自 然とのつながり の中で形成され た地域性に富む 文化のまち	生物多様性の持続 可能な利用による 活発な経済活動	(1)自然にふれあえる機会を作りま す
			(2)地球温暖化対策に取り組みます
			(3)生物多様性に配慮した事業を行 います
			(4)生物多様性を活かした地域活性 化に取り組みます

2.1.2 施策

ここでは4つの基本戦略を実現させていくための行動計画と2030年までの施策を示します。

表5-3(1) 第二次生物多様性いちかわ戦略の施策

基本戦略	行動計画	施策内容
1 生物多様性の保全・再生「自然と自然をつなげる」	1 自然共生サイトの取り組みを進めます	<p>自然共生サイト登録に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が掲げる「30by30」の達成に向け、市の取組だけでなく、広く市民団体や民間事業者の皆様にも協力を仰ぎ自然共生サイトの登録地域拡大を目指します。 ・市民や事業者等が所有・管理する場所の自然共生サイトの申請について周知します。 <p>自然共生サイトの維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中の多様な主体が連携し自然共生サイトを維持していくためのモニタリング調査や整備等を実施していきます。
	2 生物多様性を保全します	<p>身近な自然環境の保全・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園などの市街地の緑地を保全し、自然環境を活かした緑地づくりや潤いのある景観形成を進めるとともに、生きものに生息・生育場所を提供します。また、市に生息・生育し、絶滅が危惧される生きものを保護していくとともに、本来の生物相の再生を図ります。 <p>里山、里海の保全・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹林地、水辺や湿地等の多様な自然環境の保全を進め、水と緑の連続性を持たせることで生きものの生息・生育場所の確保を図ります。 <p>水辺の環境の保全・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷津頭の水源地から東京湾に至る水辺の湿地や干潟の生物多様性の保全再生を図ります。調節池については、治水機能のほかに、生き物ネットワークの核としての機能を担えるように保全していきます。 <p>大型店舗や工場の緑化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スペースの限られた大型店舗では、屋上緑化や壁面緑化などの手法も併用して緑化に努めます。工場敷地については、「市川市環境保全条例」の規定に基づき緑地の設置を進めるとともに、地域の植生を活かした植栽についての協力を要請していきます。

表5-3(2) 第二次生物多様性いちかわ戦略の施策

基本計画	行動計画	施策内容
1 生物多様性の保全・再生「自然と自然をつなげる」	3 外来種による被害の抑制をはかります	外来生物の拡散防止 <ul style="list-style-type: none"> 生態系や人間生活、農林水産業などに幅広く悪影響を及ぼす外来種について、防除・普及啓発を進めていきます。 「市川市外来生物対策マニュアル」に基づき、外来生物による被害予防を行う上で必要とされる「入れない」「捨てない」「拡げない」の予防三原則を市民へ広く周知していきます。
		特定外来生物の防除 <ul style="list-style-type: none"> 千葉県アライグマ防除実施計画による特定外来生物のアライグマ駆除の対策を実施していきます。 特定外来生物の分布・生息状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> アライグマの生息分布を把握していきます。 千葉県生物多様性センターが公開している特定外来生物の分布データを確認し、状況を把握します。
2 豊かな文化と景観の保全・創出「文化と文化をつなげる」	1 伝統文化と自然の結びつきについての知識を広めます	地域の伝統ある行事と自然環境の結びつきを周知 <ul style="list-style-type: none"> 地域の自然に根ざした伝統行事や地域文化の継承を含め、地域における自然への理解や配慮を高め、持続可能な活用を図るとともに、地域における多様な主体の連携を促す取組等を通じて自然環境の保全・再生を促進します。 社寺と周辺緑地の保全 <ul style="list-style-type: none"> 社寺(文化的資産)と社寺林が一体となった生物多様性豊かな景観を保全するため周辺住民の協力・理解を求めています。
3 様々な人や組織との協働「人と人をつなげる」	1 市民と事業者と市の協働により自然環境の保全を行っていきます 2 多くの人が自然環境に興味をもつ取組を行います	企業連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> 30by30を意識し、市民、市民団体、事業者、教育機関など多様な主体が連携し鳥獣保護地域や自然共生サイトをはじめとした自然豊かな場の維持管理をしていきます。 市内学校との連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> 次世代を担う子供たちが生物多様性をはじめとする環境を大切にする心を育むために学校教育における生物多様性の学習支援を行っていきます。

表5-3(3) 第二次生物多様性いちかわ戦略の施策

基本戦略	行動計画	施策内容
3 様々な人や組織との協働「人と人をつなげる」	2 多くの人が自然環境に興味をもつ取り組みを行います	<p>生物多様性について周知・啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民環境講座や講演会等を開催し、市民が生物多様性に関心をもつきっかけを提供します。 <p>市民ボランティアを増やす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山の知識や管理方法等に関する講座を開催し、緑地管理をはじめ生物多様性の保全再生の活動に参加する市民ボランティアを育成します。 ・市民ボランティア間の情報交換や市民への活動内容の紹介等を行うための機会を提供します。 <p>生物多様性に関する調査と資料・情報の収集・保存</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域の生物多様性に関する調査を定期的に行い常に現状と課題を把握するとともに、その資料・情報を適切に保存し、多くの人が活用していける状態をつくっていきます。
4 生物多様性の持続可能な利用「人と自然と文化をつなげる」	<p>1 自然にふれあえる機会を作ります</p> <p>2 地球温暖化対策に取り組みます</p>	<p>自然にふれあえる場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人々が環境に関心をもち、行動するきっかけとなる自然とふれあう場を提供します。 ・子どもたちの心身の健全な成長を促すため、地域の自然や文化にふれあえる場所と機会を提供していきます。 ・市公式 WEB サイトや SNS 等を活用し、積極的に動植物の情報やイベント情報を発信していきます。 <p>再エネ、省エネの知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者へ再エネ・省エネ設備の導入を促すような施策を実施します。 ・市民・事業者が地球温暖化を自分事と捉え、省エネ・節電の必要性を理解し、自ら率先して行動するように様々な周知・啓発を実施します。 <p>グリーンインフラの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを推進し、まちづくり等に自然を取り入れることでネイチャーポジティブやカーボンニュートラルの実現を目指します。

表5-3(4) 第二次生物多様性いちかわ戦略の施策

基本戦略	行動計画	施策内容
4 生物多様性の持続可能な利用 「人と自然と文化をつなげる」	3 生物多様性に配慮した事業を行います	<p>公共事業における生物多様性への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路整備をはじめとする公共事業の実施にあたり、周辺の自然環境の現状に配慮しながら、植栽の樹種などの工夫をすることにより、生きものの生息・生育の場所の形成に積極的に取り組みます。 <p>事業活動における生物多様性への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業活動と生物多様性の関係性を把握し、取引先や顧客とも連携の上、生物多様性の負荷の低減の方策やその実施体制の構築について検討します。 サプライチェーンについては原料の生産から輸送、加工、販売、廃棄に至るまでのそれぞれの過程で生物多様性への負荷を低減させる努力をします。
	4 生物多様性を活かした地域活性化に取り組みます	<p>自然共生サイトをはじめとした自然豊かな場の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な機能(生きものの生息・生育の場所の提供、気温上昇の抑制、減災等)を有する調節池緑地をレクリエーションや環境学習の場としても活用していきます。 <p>市民のレクリエーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の自然を身近にふれあえる場として活用し、市民のレクリエーション活動を推進します。

第6章 地域別の将来像(北東部・北西部・中部・南部)

第3、4章では、市川市の現在の自然環境について具体的に述べました。

本章では、第5章で定めた4つの基本戦略を推進するため、市川市を地形の特徴や地域の特性を生かして、4つのエリアとして区分した後、各エリアの自然環境の現状と2050年の目標と取組みを設定しました。

各エリアの範囲は図6-1のとおりです。

表6-1 各エリアの特徴

名称	特徴	写真	
北東部	梨園が広がる柏井台と曾谷台の一部を含む地域		ナシ園
北西部	水と緑の回廊を含む国分台と曾谷台の一部を含む地域		江戸川と崖線の樹林地
中部	クロマツが分布する市川砂州を中心とした地域		市川砂州に残るクロマツ
南部	江戸川河口周辺と埋立地からなる地域		江戸川河口部周辺

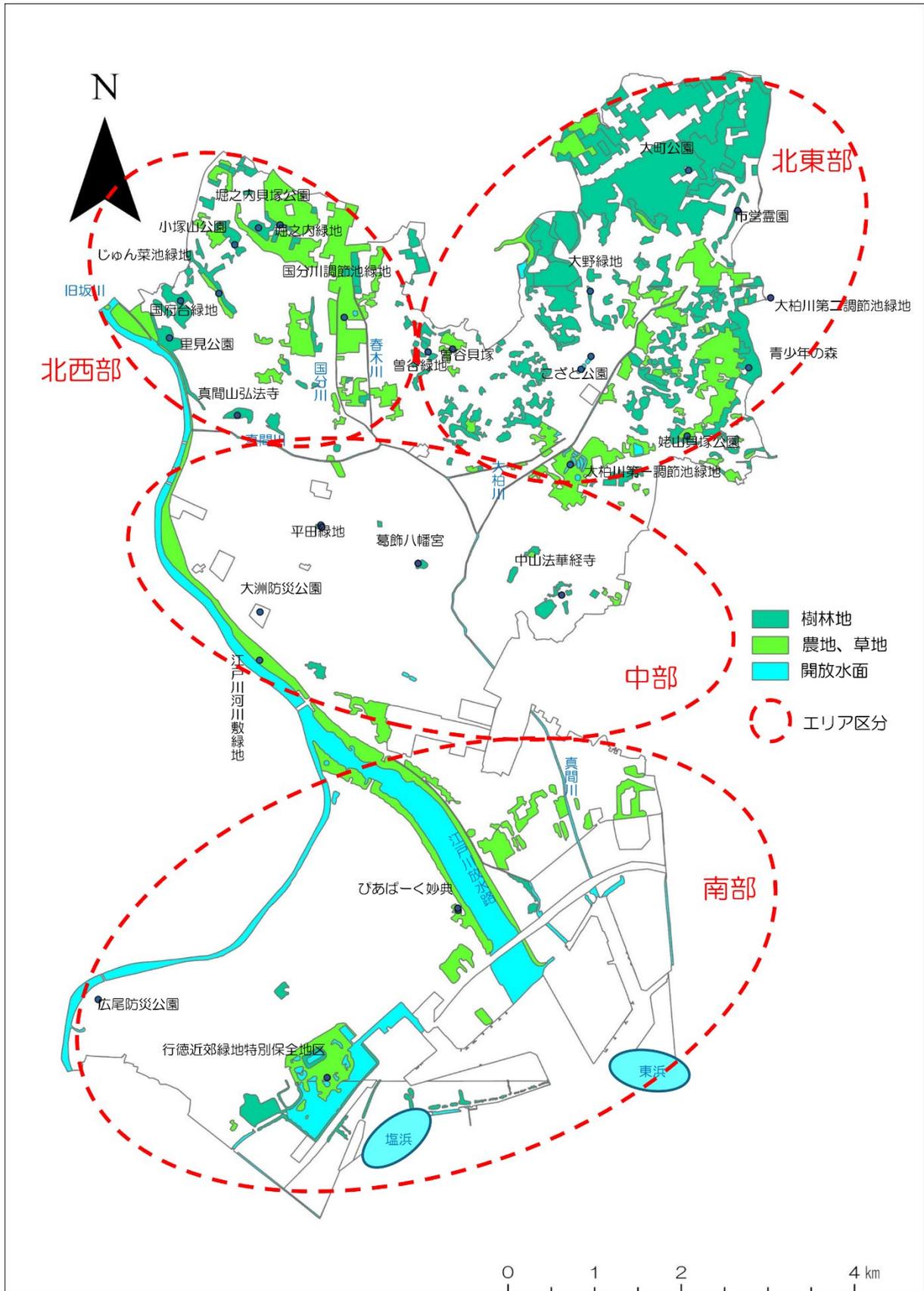


図 6-1 各エリアの範囲

1. 各エリアの現状と目標

1.1 北東部

1.1.1 現状

大町公園の自然観察園や柏井の青少年の森、大柏川第一調節池緑地などが水と緑の拠点として挙げられます。



1) 大町公園

大町公園を中心にレクリエーションゾーンとして、観賞植物園、自然観察園、バラ園、自然博物館などがあり、自然学習やレクリエーションの場として市内外の人たちに親しまれています。

このうち自然観察園では、湧き水、湿地、斜面林など多様な環境が形成され、古くからの谷津の形を残す貴重な自然が広がっています。ニホンウサギは直近で2023年に確認されており、そのほかオニヤンマやヌカエビ、ハイケボタルがみられます。また、絶滅危惧種の中でも湧水に関するホトケドジョウやスナヤツメなどが確認され、植物ではキンランなどが確認されています。



出典) 市川市動植物園 HP
(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/zoo/about.html>)

2) 青少年の森

雑木林が広がり、キャンプ場（いちかわ市民キャンプ場）があり、市民の憩いの場となっています。シラカシが伐採され明るくなり、散歩道などが整備されています。

3) 大柏川第一調節池緑地

大柏川の増水に対応するための調整池が本来の目的。調整池の掘り込み部分に大小15の池（棚池）を整備しており、それらを一望できる外周路が整備されています。緑地内の環境学習のための拠点となる大柏川ビジターセンターがあり、調整池の機能や自然の紹介、体験学習の実施が可能。北部広場の一角には調整池の堤防方から棚池を一望できる野鳥観察場があります。



出典) 市川市公式 HP
(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/env/02/1111000021.html>)

また、1995年度より多自然川づくりを実施しており、自然の川が持つ構造的な多様性を尊重し、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図る「自然に優しい川づくり」、「川らしい川づくり」を実施しています。

ニホンアカガエルやツツイトモ、車軸藻類などの水生植物が確認されています。

4) ナシ園

国道464号線は、大町梨街道と呼ばれ、地域ブランド「市川の梨」を生産する梨畑が続いている地域です。この地域に降った雨が大町自然観察園を潤す湧水の元になっています。



出典) 市川市公式 HP
(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/res/08/1111000024.html>)

北東部で見られる主な動植物



ハイケボタル



スナヤツメ



キンラン



ホトケドジョウ

1.1.2 目標

表 6-2 に北東部エリアの 2050 年の目標（将来の姿）と取り組みについて整理しました。

表 6-2 北東部エリアの 2050 年の目標（将来の姿）と取り組み

No.	2050 年目標の内容	実現に向けての取り組み
1	大町公園は生物多様性の核として保全され、大柏川流域の貴重な生き物や緑と水辺の拠点となっています。また、台地にある農地や周辺の緑地は、大柏川流域の生き物や湧水の供給源となり、大柏川を軸に生き物のネットワークを形成しています。	<ul style="list-style-type: none"> 大町自然観察園を中心とした周辺地域の生物多様性の保全 大柏川を軸として谷津～河川～海への生き物のネットワークの形成 大柏川の水質改善及び周辺の自然環境の保全 大きく広がる優良農地の保全
2	大町自然観察園や小川再生親子ふれあい農園等では、生き物が豊かで、子どもや大人が自然や農業と触れ合い体験を楽しむ場となります。	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境を利用した安全で身近に生物多様性を学べる場の確保 里山の環境の保全と再生 公園や緑地の市民との協働による管理体制づくり
3	柏井青少年の森は、いわゆる「雑木林」として生態系に配慮しながら、行政と市民ボランティアと地元住民の協働で保全し、市民のレクリエーションや小中学生が地域の身近な環境を楽しく学べる場となります。	<ul style="list-style-type: none"> 里山の環境の保全と再生 公園や緑地の市民との協働による管理体制づくり 自然環境を利用した安全で身近に生物多様性を学べる場の確保
4	大柏川第一調節池及び大柏川は、水辺の環境の特性を活かし、生き物の重要な生息場所として保全され、環境学習や市民に親しまれる水辺の拠点となります。	<ul style="list-style-type: none"> 大柏川第一調節池緑地および周辺の生物多様性の保全と再生 自然環境を利用した安全で身近に生物多様性を学べる場の確保 大柏川の水質改善及び周辺の自然環境の保全

1.2 北西部

1.2.1 現状

東京湾に注ぐ江戸川沿いの美しい景観は、緑豊かな斜面林とともに東京から市川にきたことの影響を深めています。



1) 小塚山公園

園内には、シラカシ・イヌシデ・クヌギ等の雑木が密生した典型的な北総地方の自然林である市民の森があり、森の中には遊歩道が設けられています。また、隣接したフィールドアスレチックでは、本格的なコースが楽しめます。

小塚山公園では、国の事業である東京外郭環状道路の道路施設の一部が公園北側の樹林部分に抵触していたことから、市は自然環境の保全策として工事に係る樹林地部分の樹木を仮移植し、工事後に樹木を復元することになりました。樹林地のあり方について国と協議し、管理目標を定めるとともに市民ボランティアとの共同によるモデル的な管理地を設けています。

真間山の斜面林から始まり、江戸川や河川敷、里見公園、国府台緑地、じゅん菜池緑地、小塚山公園、堀之内貝塚公園と多様な緑地や水辺をつなげた生きもののネットワークが続きます。ゆるやかな起伏と多様な緑、ゴール地点の堀之内貝塚や博物館では、古い時代の人々の暮らしにも思いをつなげることができます。



出典) 市川市公式 HP
(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/gre04/1511000004.html>)

2) じゅん菜池緑地

水田、休耕田を経て、1979年にじゅん菜池緑地として公園整備され、地元住民を中心にじゅん菜を復活する取り組みが行われています。イノカシラフラスコモが発見され、平地性のトンボが多く特に珍しいヤンマ類が多いことから、「日本の重要な湿地500」に選ばれています。



出典) 市川市公式 HP
(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/gre04/1521000002.html>)

3) 国分川調節池緑地

真間川流域の総合治水対策の一環として国分川および春木川の洪水軽減のため、千葉県が主体となって国分川調節池の整備が進められ、2013年度末に掘削が完了しました。また、市民の方々にとって憩えるような水辺空間を創出するべく、地元住民の方々を中心に構成された「国分川調節池を育む会」等のワークショップにより、行政と市民との協働で、公園整備の計画や、管理・運営の方策が検討されてきました。

2025年3月に、国分川調節池緑地の一部（自然ふれあいゾーン、散策・休息ゾーンの一部）が生物多様性の価値を有す、様々な取り組みによって生物多様性の保全が図られている区域として市内で初めて「自然共生サイト」に認定されました。



出典) 市川市公式 HP
(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/env/01/0000480716.html>)

北西部で見られる主な動植物



イノカシラフラスコモ



ホンドタヌキ



ヒバリ



カワセミ

1.2.2 目標

表 6-3 に北西部エリアの 2050 年の目標（将来の姿）と取り組みについて整理しました。

表 6-3 北西部エリアの 2050 年の目標（将来の姿）と取り組み

No.	2050 年目標の内容	実現に向けての取り組み
1	真間山弘法寺から始まる斜面林と里見公園や国府台緑地を生物多様性の核として保全し、周辺緑地や住宅地の豊かな庭、外郭環状道路等の緑地帯、都市河川から江戸川へつながる生き物のネットワークが形成されます。	<ul style="list-style-type: none"> ・真間山弘法寺から国府台緑地へとつながる斜面林緑地の保全 ・里見公園や国府台緑地を拠点とした断続的に分布する緑地間の生き物のネットワーク形成 ・真間川、国分川、春木川の水質改善や生き物に配慮した護岸の整備 ・外郭環状道路沿道の生物多様性に配慮した緑地帯の形成 ・市街地の緑地の保全 ・周辺住民の生物多様性の理解と周知
2	国府台緑地や堀の内貝塚緑地などの周辺緑地では、地域住民と里山ボランティアと行政の協働で、生物多様性に配慮した保全活動が行われています。	<ul style="list-style-type: none"> ・国府台緑地や堀の内貝塚緑地など周辺緑地の生物多様性に配慮した保全 ・公園や緑地の市民との協働による管理体制づくり ・周辺住民の生物多様性の理解と周知
3	里見公園や国府台緑地は、市民に親しまれる緑の拠点として、地域の自然や文化を学び・体験することができる環境学習の場としても活用されています。	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の整備 ・自然環境を利用した安全で身近に生物多様性を学べる場の確保 ・地域の伝統ある行事の継承 ・周辺住民の生物多様性の理解と周知
4	国分川調節池は、治水機能を確保しつつ、一部分は、生き物の重要な生息場所として保全され、環境学習や市民に親しまれる水辺の環境を形成しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・国分川調節池での生物多様性の保全・再生 ・自然環境を利用した安全で身近に生物多様性を学べる場の確保 ・市民に親しまれる水辺環境の保全

1.3 中部

1.3.1 現状

市内で最も市街化が進んでいる地域ですが、市川砂州のあたりにはクロマツの林がわずかに残り、江戸川土手や社寺林など人々とのかかわりをもった自然があります。



1) 社寺林

中山法華経寺や葛飾八幡宮などを中心に長い歴史を秘めた社寺林が市街地の中に残されています。昔は鎮守の森として巨樹に囲まれた境内全体が信仰の対象となっていました。クスノキやケヤキ、スダジイなどの林が多く残っています。



葛飾八幡宮：千本公孫樹（国指定天然記念物）

2) クロマツ

帯状に東西に走る市川砂州は 3000 年ほど前に、現在の市域の低地が浅い海だった時代に形成され、多くのクロマツが群生する独特な景観が形成されています。市川市はクロマツを「市の木」とし、保全のための取り組みを行っています。また、クロマツの多い諏訪神社隣接地を都市緑地法に基づき「平田緑地保全地区」に指定し、そのほか地藏山墓地・春日神社・胡録神社・諏訪神社とクロマツの林帯が続いています。

3) 江戸川河川敷緑地

市川市は国土交通省から数か所に分け24.5haの占有許可を得て、江戸川河川敷緑地として野球場などの運動場や公園、ビオトープとして利用されています。葦原や護岸には市川市の天然記念物に指定されているヒヌマイトトンボなどの生物が生息しています。



出典) 市川市公式HP
(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/gre04/1541000002.html>)

中部で見られる主な動植物



コゲラ



クロマツ (新田春日神)



ナゴヤサナ



キジ

1.3.2 目標

表 6-4 に北西部エリアの 2050 年の目標（将来の姿）と取り組みについて整理しました。

表 6-4 中部エリアの 2050 年の目標（将来の姿）と取り組み

No.	2050 年目標の内容	実現に向けての取り組み
1	<p>市川市の緑の象徴であるクロマツは、適切な保護・管理により、クロマツ林として保全されています。私有地のクロマツについては、「市の樹木の保存に関する協定」により守られています。</p> <p>また、外郭環状道路等の緑地帯や公園も生物多様性に配慮された整備がされ市民と行政が協働して保全管理をおこなっています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 京成線沿いに広がるクロマツ林の保全 都市公園の整備 市街地の緑地の保全 住宅地に隣接した緑地の保全管理 周辺住民の生物多様性の理解と周知 外郭環状道路沿道や京葉ジャンクションの生物多様性に配慮した緑地の形成及び市民と行政の協働による保全管理
2	<p>中山法華経寺周辺や葛飾八幡宮周辺は、地域住民の協力のもとに保全され、歴史や文化が感じられる緑の拠点となります。</p> <p>また、大洲防災公園は、防災拠点の役割を担うとともに、市民が親しめる緑豊かな拠点の機能を果たしています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中山法華経寺や葛飾八幡宮等の社寺林の保全 巨樹や巨木の保全 市街地の緑地の保全 住宅地に隣接した緑地の保全管理 周辺住民の生物多様性の理解と周知
3	<p>江戸川河川敷は、緑地として適切に保全され、真間川を利用した江戸川と東京湾を結ぶ生き物のネットワークが形成されています。また、一方では、市民に親しまれる水辺環境となっています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 真間川の水質改善や生き物に配慮した護岸の整備 江戸川河川敷を軸とした生き物のネットワーク形成 江戸川河川敷に生息・生育する絶滅危惧生物の保護 市民に親しまれる水辺環境の保全

1.4 南部

1.4.1 現状

沖積平野と埋め立て地が広がっている地域です。江戸川放水路によって二分された地域も見られます。



1) 行徳近郊緑地、行徳鳥獣保護区

行徳地区の内陸部の湿地帯や東京湾の埋め立てが進む中で、野鳥の生息の場と緑地の保全のために人工的に増設された緑地です。緑地内に行徳鳥獣保護区と宮内庁新浜鴨場があり、生きものにとって貴重な生息空間であり、市民が自然と触れ合う場としても利用されています。

千葉県から管理業務を受託した NPO 行徳自然ほごくらぶが中心となって、定期的に自然観察会が開催され、市川市行徳野鳥観察舎（あいねすと）では展示やミニ観察会が行われています。

安定した泥干潟や塩性湿地が再生されたことで、多くの希少動物ベントス種の生息がみられ、トビハゼやクロベンケイガなどがみられます。



出典) NPO 行徳自然ほごくらぶ HP
(<https://gyotokubird.wixsite.com/npo-ofgbo/blank>)



出典) 市川市環境白書令和 6 年版

2) 塩浜

全国有数の渡り鳥の飛来地であり、稚魚やアサリなどの海の生物を育む浅海域である「三番瀬」と千葉県の鳥獣保護区と宮内庁新浜鴨場からなす「行徳近郊緑地」に接する貴重な自然空間となっています。

人と自然、産業が共存して将来とも安定的に持続可能な地域を形成していくために「塩浜地区まちづくり基本計画」が策定され、整備等が進められてきました。



出典) 市川市公式 HP
(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/gyo06/1111000008.html>)

3) 東浜

東浜は東京湾に面して 400m ほどの人工砂浜であり、潮干狩りやバードウォッチングを楽しむ人でにぎわっています。春秋にはシギ・チドリ類の渡り鳥、冬季にはハマシギがみられ、そのほかカモ類やカワウ、サギ類、オオバン、ミサゴなどの猛禽類も見られます。



東浜

4) 江戸川放水路

大正時代に開削された人工水路であり、放水路全体は三番瀬に開口する海水の入り江となっています。水際は小規模な干潟となっており、堤防に近いところは一部ヨシ群落の塩性湿地となっています。江戸川本線と隔てる堰（行徳可動堰）が設けられ、海水の遡上を防ぎ、増水時には江戸川の水を江戸川放水路に流す役割を持ちます。

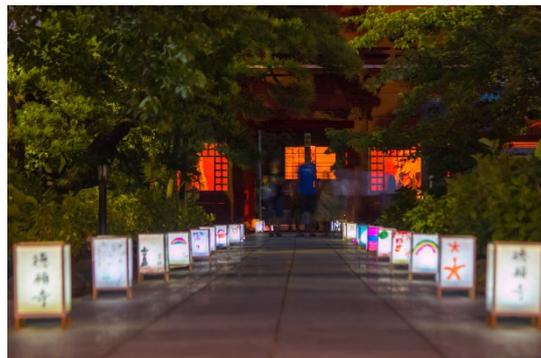
トビハゼなどの東京湾では少なくなった希少性の高い種も見られます。



出典) 市川市自然博物館 HP
(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/edu16/0000421735.html>)

5) 寺町の社寺と周辺緑地

行徳は社寺の多い地域として知られ、「行徳千軒、寺百軒」といわれるほどでした。旧江戸川に沿っていくつも寺院が建ち並ぶ「行徳街道」や徳川家康が鷹狩に行くときに通ったとされる「権現道」などがあり、歴史を感じさせる散策路となっています。



徳願寺

南部で見られる主な動植物



トビハゼ



クロベンケイガニ



ハマシギ



ヨシ

1.4.2 目標

表 6-5 に南部エリアの 2050 年の目標（将来の姿）と取り組みについて整理しました。

表 6-5 南部エリアの 2050 年の目標（将来の姿）と取り組み

No.	2050 年目標の内容	実現に向けての取り組み
1	江戸川河川敷や行徳近郊緑地特別保全地区、江戸川第二終末処理場、塩浜臨海部、広尾防災公園、江戸川第一終末処理場等を結ぶ、生き物のネットワークが形成されています。 また、外郭環状道路等の緑地帯や公園も生物多様性に配慮された整備がされ市民と行政が協働して保安全管理をおこなっています。	<ul style="list-style-type: none"> 行徳近郊緑地の保全と再生 行徳近郊緑地を中心とした生き物のネットワークの形成 江戸川河川敷に生息・生育する絶滅危惧生物の保護 市街地の緑地の保全 周辺住民の生物多様性の理解と周知 外郭環状道路沿道の生物多様性に配慮した緑地の形成及び市民と行政の協働による保安全管理
2	江戸川放水路や東浜地先の臨海部は、海浜性生物や野鳥などが多く生息し、市民が利用しやすい、生き物の観察場所となります。	<ul style="list-style-type: none"> 東浜地先の臨海部及び三番瀬の保全と再生 干潟、浅海域に生息する生き物の保護・回復 市民に親しまれる水辺環境の保全
3	行徳地域の公園や周辺の社寺林など市街地の緑地空間が保全され生き物たちが行き来する場所となっています。また、外来種の侵入や園芸種の逸出を避ける努力がなされています。	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園の整備 市街地の緑地の保全 住宅地に隣接した社寺林の保安全管理 周辺住民の生物多様性の理解と周知 外来種の侵入や園芸種等の逸出の防止
4	塩浜地先の海岸線には海と陸の連続性に富む護岸が整備され、干潟が再生しかつての海の原風景が広がっています。生き物が豊かになった干潟と浅海域は、市民が自然に触れ合える場や豊かな漁場として利用されています。また、行徳近郊緑地には、野鳥をはじめ様々な生き物たちが生息し、生物の生息環境に配慮しながら市民が自然にふれあい学ぶ場所となっています。	<ul style="list-style-type: none"> 塩浜地先の海岸線の市民が親しめる干潟の再生 干潟、浅海域に生息する生き物の保護・回復 自然環境を利用した安全で身近に生物多様性を学べる場の確保 臨海部の工業地帯の緑化推進 行徳近郊緑地の保全と再生 市民に親しまれる水辺環境の保全 豊かな漁場への改善

第7章 推進体制と進行管理

1. 計画の進捗管理方法

1.1 推進体制

1.1.1 各主体の役割と連携

いちかわ戦略が目指している生き物と自然のつながりを大切にしていくための取り組みは、行政（市）をはじめ市民、市民団体、事業者など多様な主体と連携・協力し進めていかなければなりません。各主体は、それぞれの役割を果たすとともに、一体となった協働が求められます。（図 7-1 参照）

1) 市川市の役割

市は、市域の生物多様性に関する調査研究及び資料・情報の収集整理、保存活用を行い、いちかわ戦略に掲げる人と自然、そして文化をつなぐ施策を総合的・計画的に展開していきます。また、多様な主体を支援し、共に協働して取り組むための仕組みづくりを推進します。

2) 市民の役割

市民は、生き物と自然のつながりを大切にいくため、日常生活において生物多様性に配慮した消費活動を行うとともに、身近な生き物たちを温かく見守っていきます。また、市、国や県の実施する生物多様性に関する取り組みに協力、参画するとともに、地域における保全・再生活動の担い手として期待されます。



3) 市民団体の役割

市民団体は、長年の経験を活かし地域における保全・再生活動やトラスト運動等の中心的役割が期待されます。また、地域の生物多様性の状況を熟知している主体としての立場から、主体的な活動を推進していくために必要な将来への提案も期待されます。



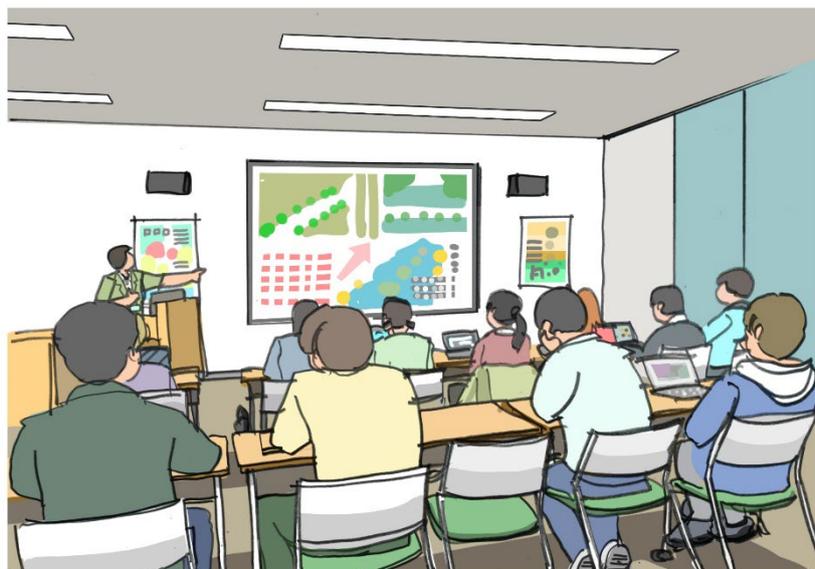
4) 事業者の役割

事業者は、地域及び世界の生物多様性に負荷の少ない事業活動の展開が重要視されます。また、社会貢献活動の一環として、里山・里海の保全活動への参加等企業としての力を生物多様性の保全・再生につなげる活動が期待されます。



5) 教育機関の役割

小・中学校などの教育機関は、市川市が実施する環境学習事業と連携して環境教育を推進していくことが期待されます。大学や博物館さらに自然や生物にかかわる研究機関については、その高度な専門的知見や豊富な資料・情報を活かして、各主体に協力、支援、助言などをおこなうことが期待されます。



6) 関係機関との連携

市川市には、江戸川や三番瀬など他の自治体にまたがり、国や千葉県が管理している区域があります。市域を越えた広域的な課題については、国家戦略やちば県戦略等を参考としながら、国、県の機関、近隣市等と連携した取り組みを進めていくことが望まれます。そこで、生物多様性センター等の関係機関や近隣市と連携を図っています。また、生き物と自然のつながりを大切にしていくためには、自然・社会環境に関する広範な知識・見解が求められることから、大学などの研究機関との連携を推進していきます。

1.1.2 推進体制

1) 市民・市民団体・事業者との推進体制

生物多様性の保全と持続可能な利用を進め、生き物と自然のつながりを大切にしていくための取り組みは、多様な主体との協働による推進が求められます。

そこで、生物多様性に配慮した市民生活や事業活動の普及啓発等を進めていく中で、自然環境のモニタリング調査に参加していただく主体を「生物多様性モニタリング調査員」に位置付けるとともに、市民や市民団体、事業者、大学などの研究機関等と連携を図っていきます。

2) 庁内の推進体制

いちかわ戦略に基づいて市が実施していく行政施策は、市行政の様々な分野に関連しています。生物多様性をキーワードとして、各関係部署の実施する様々な施策をネットワーク化するため、関係各課による「生物多様性いちかわ戦略推進会議」を設置しています。（図 7-1 参照）

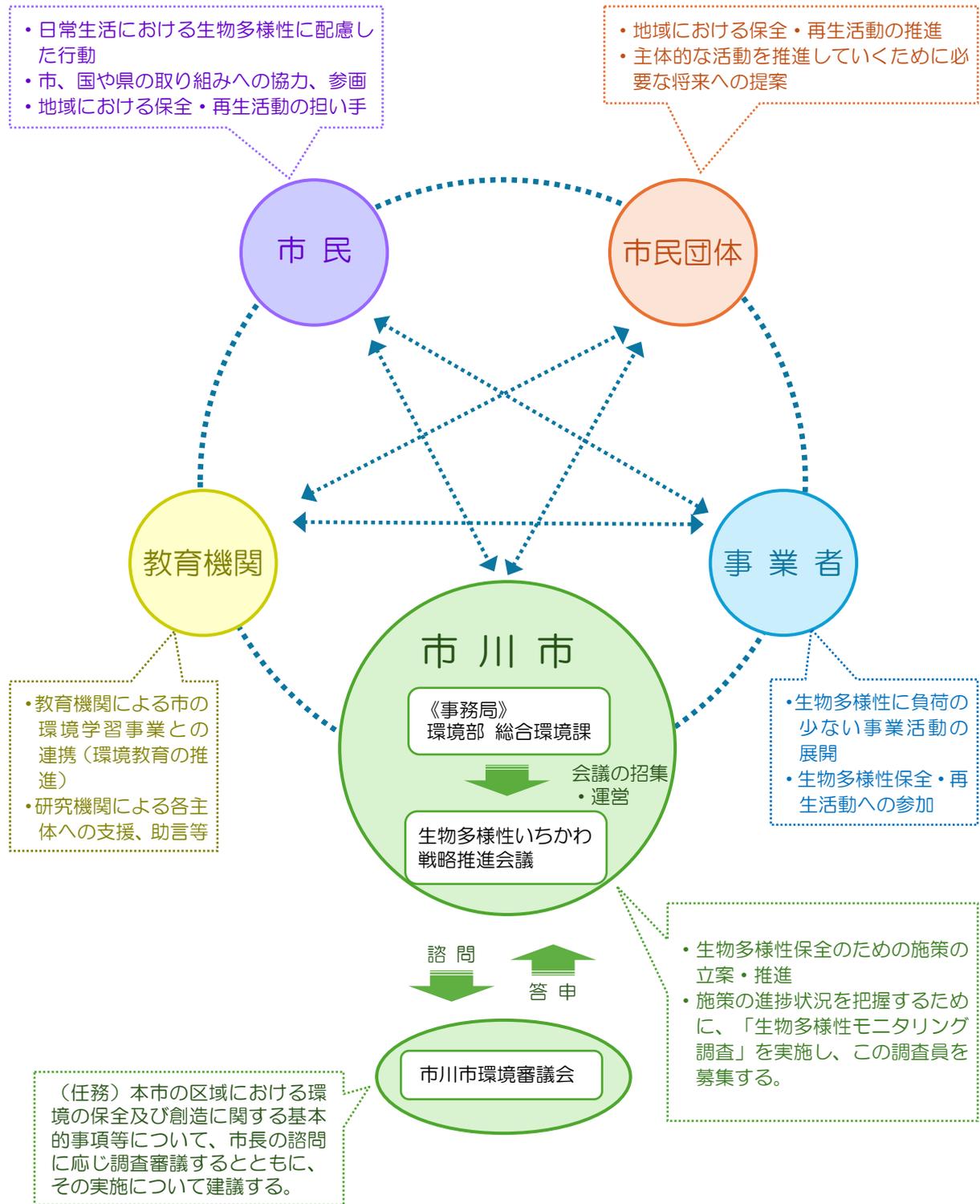


図 7-1 二次戦略の推進体制

1.2 進行管理

1.2.1 進行管理の体制

いちかわ戦略の進行管理については、前記の推進体制の中で継続的に検証しています。また、生物多様性の状況を検証するため、生物多様性モニタリング調査を様々な主体との協働により実施しており、調査結果については、いちかわ生きものマップ、市川市鳥類モニタリング調査報告書として市のホームページで公表しています。モニタリング調査では、指標となる生物種を選定し、その確認数等の経年的な変化を把握することにより、生物多様性の状態を把握しています。

1.2.2 進行管理の手法

いちかわ戦略の進行管理についてはPDCAサイクルを基本とします。

PDCAサイクルは、**P**lan（計画）、**D**o（実行）、**C**heck（点検・評価）、**A**ction（見直し・改善）を循環させるものです。（図7-2参照）

2030年の短期目標をCheck（点検・評価）すると同時に、それまでの施策の効果についてAction（見直し・改善）を行います。そして、それらの結果を反映させて2050年の長期目標のための施策についてPlan（計画）し、新たなDo（実行）につなげていきます。

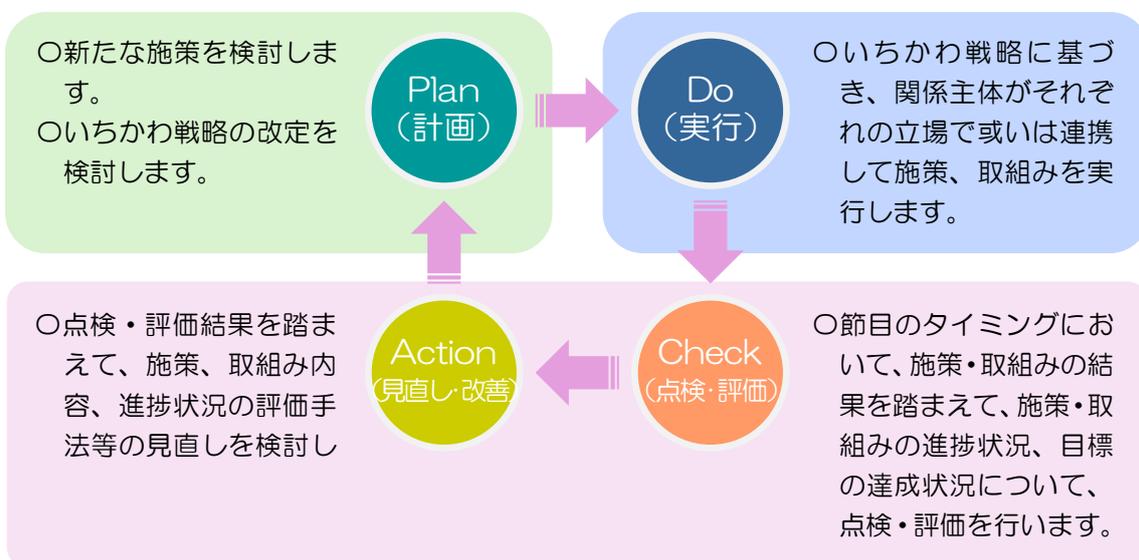


図7-2 PDCAサイクル

参考資料 1 用語の解説

生物多様性をより理解するため、関連する自然環境の熟語なども加えました。

《あ行》

暗渠（あんきょ）

暗渠とは、地表からは見えない水路のことであり、地下に埋設された排水用の管や水路のことを指します。主に雨水や排水を集め、地下の流れを利用して水を排出するための設備です。

維管束植物（いかんそくしょくぶつ）

維管束植物とは、地上に生育する植物の中で、体内で栄養分や水分を運ぶための維管束を持つものを指しており、シダ植物、裸子植物、被子植物が含まれます。高等植物と呼ばれることもあります。

維管束の存在は植物が大型化し、陸上での生活に適応する上で重要な役割を果たしました。

逸出（種）（いっしゅつ（しゅ））

植物の場合は、栽培している植物が管理下から外れて野生化することをいいます（動物の場合は飼育している動物が逃げ出すこと）。

これにより本来は日本に生育しない国外の植物種が侵入し、自然界へ広がっている例が数多くみられます。

《か行》

攪乱（かくらん）

生態学的な意味での「攪乱」とは、生態系・群集・あるいは個体群の構造を乱し、資源・基質の利用可能量・物理環境を変化させるような顕著なイベントを意味します。攪乱は生物の生息生育環境を大きく変化させ、空いた空間に、次世代の個体に移入し利用できる生息生育場所を生み出します。

火山の噴火・風水害・土砂崩れなどの自然災害と、土地改変などの人為的な影響によるものがあります。攪乱を受けた土地は荒廃地のように見えることもありますが、それがきっかけとなって林床に光が差し込むようになり、新しい芽生えを誘発し、新たな生態系が形成される可能性があります。

涵養（かんよう）

降雨や川の水が地下に浸透し、地下水が蓄えられている地層へ徐々に流れ込むことをいいます。降った雨水が土壌に貯まり、その後少しずつ流れ出ていくことで、川の流量の安定化や洪水の緩和、水質浄化等の効果があります。

《さ行》

市の木・クロマツ（しのき・くろまつ）

市川市の市の木は黒松（クロマツ）です。江戸名所図会などに見られる市川の景色には、必ずと言っていいほど、クロマツが描かれています。現在も市川砂州等を中心とした街並みの中に、数千本のクロマツを見ることができます。

クロマツの枝は、門松用に江戸に出荷されたり、行徳での製塩の燃料にも使われていたほか、モモやイチゴ等が栽培されていた頃には、防風林の役割もあったなどといわれています。

下総台地（しもうさだいち）

千葉県北部は、もともと浅い海底に堆積した泥や砂などが陸化した海岸段丘面であり、過去6000年ほどの間に起きた大地震のたび、土地の隆起が起こることによって生じました。

市川市などは、その周りに広がる沖積平野から一段高くなっていることから、下総台地と総称され、いくつかの段丘面に分けられています。下総台地の前面には、国分谷と大柏谷の出口をふさぐ形で微高地が作られており、この土地は市川砂州と呼ばれています。

社寺林（しゃじりん）

神社や寺院が所有する森林のことです。社寺有林、寺社林、境内林ともいわれます。

神社や寺は数百年前から千年以上前に作られているものもあり、その時代から社寺林があったと考えられます。社寺林は人によって管理されてはいても、改変が少ないため、希少な生きものの生息生育場所となっていることがあります。

斜面林（しゃめんりん）

斜面に成立している樹林のことをいいます。関東地方では谷津を縁取る形で残存しており、市川市では、河川沿いや平地と台地の境に生じる急斜面にみられることが多い。

市街地では、平らな場所は商業用地や住宅地として高密度に土地利用がなされるため、斜面林は比較的開発を免れることが多かったものと考えられます。谷津にみられる斜面林では、狭い面積に対して、多様な生物が生息生育する豊かな生態系が保持されていることもあり、谷津を縁取るように位置している場合、緑の回廊としての効果もみられます。

常緑広葉樹（じょうりょくこうようじゅ）

一斉に落葉する明瞭な時期を持たない、主として広葉樹（葉が広く平たい形状をしている樹木）からなる樹木のことを指します。常緑樹であっても葉が落葉しないわけではなく、古いものから落葉し、新しい葉へと更新していきます。

市川市では、スタジイ、タブノキ、ヤブツバキといった、葉の表面にクチクラ層が発達して光沢のある照葉樹が多くみられます。

薪炭林（しんたんりん）

人里近くにあつて、薪や木炭の材料となる木材を得るための樹林のことです。

樹木を伐採して薪炭材を得た後には、切株から新しい芽（ひこばえ）が出てくるため、それらを整理し育成することで更新します（これを萌芽更新といいます）。人による定期的な管理により維持されている樹林であるため、管理が停止されると、その土地の極相林に向かって遷移が進行します。

市川市では、クヌギ・コナラなどが木炭の材料として、イヌシデやアカマツなどが薪や焚きつけとして利用されてきました。

針葉樹（しんようじゅ）

針葉樹とは、葉の形状が針のように細長く堅い、裸子植物球果植物門の樹木のことをいいます（葉の形状が鱗状のヒノキなども針葉樹に含まれます）。

市川市でみられる針葉樹には、中部エリアに多いクロマツを始め、建材などに利用するため植林されたスギ、サワラ、ヒノキなどがあります。

生物相（せいぶつそう）

特定の環境に生息生育する生物を全てまとめた概念であり、動物相（ファウナ）、植物相（フローラ）、微生物相（ミクロビオタ）の全てを含めたものを指します。

生態系（せいたいけい）

ある地域に棲む全ての生物とその地域内の非生物的環境をひとまとめにし、主として物質循環やエネルギー流に注目して、機能系として捉えた系のことです。生産者、消費者、分解者、非生物的環境で構成されます。

雑木林（そうきばやし）

雑多な樹木が生育している森林を指す言葉であり、経済的価値の低い広葉樹を主に指しています。コナラやクヌギ等の広葉樹で構成された、人工林のことで、広義には人里周辺の入りやすい林の意味を含み、里山と等しく用いられる場合もあります。

コナラやクヌギはエネルギー革命以前に燃料材として重宝されていたほか、シイタケの櫛木を得るための原木林となることもありました。これらの樹木は伐採した後も、切株から芽びいて再生（萌芽更新という）するため、一定のサイクルで再利用されていました。

現代では、燃料材としての利用がなされなくなり、遷移が進んで暗い樹林になると、日当たりを好む林床の野草などが消失するなど、自然に対する働きかけの縮小による生物多様性への負の影響が問題となっています。

《た行》

特定外来生物（とくていがいらいせいぶつ）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）で定義される用語であり、この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入され

ることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物(外来生物)であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物(在来生物)とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体及びその器官をいいます。

特定外来生物に指定されると、飼育、栽培、保管及び運搬等が原則禁止され、違反すると罰金等の罰則が発生します。

市川市外来生物対策マニュアルによれば、市内では、アライグマ、カミツキガメ、アレチウリ、オオカワチシャ等がみられます。

《は行》

ビオトープ

本来その土地に生息生育すると考えられる様々な野生動植物が、生息生育することが可能な空間のことで、「動植物の生息生育空間(環境)」との意味です。

《ま行》

無機的环境 (むきてきかんきょう)

無機的环境は、温度、湿度、風速、土壌、地形、地質、光、栄養分等の物理的要因から構成されます。これらの要因は、生物に対して大きな影響を与え、場所によってその影響の度合いが異なります。

生物と非生物的环境は相互に影響を及ぼし合い、生態系を維持しています。無機的环境は、生態系の重要な要素であり、光や温度等の変化が生物に影響を与えることがあります。

《や行》

谷津 (やつ)

谷津とは、丘陵地や台地が水の流れによって侵食されて形成された浅い谷のことをいいます。

台地に降った雨はすそから湧き出して、谷津の田んぼを潤すのがかつての市川の谷津田の風景でした。稲作の面では、両側の斜面に囲まれた谷津田は、日の当たる時間が短く、水温も低い環境であったことから、生産調整が始まると、真っ先に放置されたのが谷津田でもありました。しかし、澄んだ水に恵まれて、多様な生き物が暮らせる環境でもあります。

大町の自然観察園の場所も、1960年ごろまでは水田耕作が行われていました。

湧水 (ゆうすい)

湧水とは、地下水が地表に自然に湧き出た水のことをいいます。

環境省の「湧水保全ポータルサイト」によれば、市川市で確認されている湧水は36件あり、そのうちの代表的な湧水(7件)として、羅漢の井、弁財天神社、弁天池公園等が紹介されています。

《ら行》

落葉広葉樹（らくようこうようじゅ）

生育に不適な季節になると全ての葉を落とす広葉樹をいい、ある程度寒い地方に適応した落葉広葉樹は秋になると葉を落とし、水分の消費を抑え、休眠状態で春を待つこととなります。

市川市では、コナラやクヌギ、ケヤキ、イヌシデ等が普通に見られる落葉広葉樹です。

落葉樹の樹林は、晩秋に葉を落とすことから冬季の林床は明るくなり、春早くから花が咲くカタクリやヒトリシズカなど、多彩な里山の植物を育てる環境を作ります。

昔の農家は、北側に防風の役目を持つ常緑広葉樹を植え込み、南側の庭先には日差しを受けやすいよう落葉樹を植えていました。落葉広葉樹のコナラ等は、燃料やシイタケの駒を植えこむ原木などとしても利用されていました。

レッドデータブックとレッドリスト

レッドデータブックとは、絶滅の危機に瀕している野生動植物の名前を掲載し、その危機の現状を訴え、個体や生息地などの保護・保全活動に結びつけようという目的で出版される報告書です。国際自然保護連盟（IUCN）が1966年に、世界の絶滅のおそれのある野生生物をレッドリストとして初めて公表したのが始まりで、この第1版の表紙が赤い色をしていたことから、絶滅危惧種の掲載図書やリストは、それ以降、レッドデータブックやレッドリストと呼ばれるようになりました。

我が国では、自然保護団体と研究者の共同作業による出版物で、日本全国の高等植物を対象に危機の現状を訴えている、「我が国における保護上重要な植物種の現状（日本自然保護協会、1989）に端を発します。この出版を契機にレッドデータブック編纂の気運が高まり、環境省（当時は環境庁）は、日本版レッドデータブックの編纂を急速に推進させ、1991年以降から、植物、両生類・爬虫類、昆虫類、その他無脊椎動物の主要な生物群について整備を行い現在に至っています。

〈環境省レッドリストのカテゴリー〉

カテゴリー	評価基準
絶滅(EX)	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅(EW)	飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種
絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧ⅠA類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧ⅠB類(EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧Ⅱ類(VU)	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧(NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種
絶滅のおそれのある地域個体群(LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

千葉県では、1993年から、各分野の研究者が検討を重ねて、千葉県レッドデータブックやその該当種を一覧にした千葉県レッドリストを作成しており、順次改訂を重ねています。

絶滅が危惧される市川市の動植物については、自然環境実態調査報告書の中で、それぞれの分野の専門家が、試案の形で提案している。

〈千葉県レッドリストのカテゴリー〉

カテゴリー	評価基準
消息不明・絶滅生物 (X)	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期にわたって確実な生存情報がなく、千葉県から絶滅した可能性の強い生物。ただし、すでに保護の対象外となったかに見える生物であっても、将来、他の生息・生育地からの再定着や埋土種子の発芽などにより自然回復する可能性もありうるので、かつての生息・生育地については、現存する動植物と共に、その環境の保全に努める必要がある。
野生絶滅生物 (EW)	かつて千葉県に生息・生育していた生物のうち、野生・自生では見られなくなってしまったものの、千葉県の個体群の子孫が飼育・栽培などによって維持されているもの。特に埋土種子や埋土胞子などから再生した個体がありながら、本来の自生地では環境の変化によって生息・生育が維持できない状態の生物。このカテゴリーに該当する種類の本来の生息・生育地での存在を脅かす要因は最大限の努力を持って軽減または排除し、本来の自生地、あるいはその代替地において持続的に生活できるように図る必要がある。
最重要保護生物 (A)	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉県から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。このカテゴリーに該当する種の個体数を減少させる影響及び要因は最大限の努力をもって軽減又は排除する必要がある。
重要保護生物 (B)	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地のほとんどで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリーAへの移行が必至と考えられるもの。このカテゴリーに該当する種の個体数を減少させる影響及び要因は可能な限り軽減又は排除する必要がある。
要保護生物 (C)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリーBに移行することが予測されるもの。このカテゴリーに該当する種の個体数を減少させる影響及び要因は最小限にとどめる必要がある。
一般保護生物 (D)	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、将来カテゴリーCに移行することが予測されるもの。このカテゴリーに該当する種の個体数を減少させる影響は可能な限り生じないよう注意する。
保護参考雑種 (RH)	自然界において形成されることが稀な雑種であって、個体数が著しく少なく、分布地域及び生息・生育環境が著しく限定されているもの。これらについては、今後、個々の雑種の実態を明らかにしたうえで、保護・管理上の取り扱いを定めるものとする。

第二次生物多様性いちかわ戦略

発行日 2026年 月
編集発行 市川市 環境部 総合環境課
〒272-8501
市川市南八幡2丁目20番2号